

自 己 点 検 評 価 書

令和 4 (2022) 年 6 月

西南女学院大学

西南女学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	68
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	77
基準 A. 地域貢献	78
V. 特記事項	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

建学の精神 「感恩奉仕」

西南女学院は米国南部バプテスト海外伝道局の宣教師たちにより、キリスト教の宣教と女子教育のために大正11(1922)年に修業年限5年の高等女学校として設立された。学校法人西南女学院寄附行為第3条には、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする」と規定している。令和4(2022)年に西南女学院は、創立100周年を迎え、その長い歴史を通して我が国の女子教育の発展に貢献してきた。

建学の精神である「感恩奉仕」は、昭和4(1929)年に第5代院長原松太によって掲げられた西南女学院の教育理念である。「感恩」は、神の恩寵の中に生かされている感謝を、「奉仕」は、隣人に愛をもって仕えることを意味している。これは、学院が目標としている個性教育と宗教教育を具現化する精神である。戦後の新制西南女学院中学校・高等学校においても校訓とされ、昭和25(1950)年に設立された西南女学院短期大学にも継承された。平成6(1994)年の西南女学院大学の設置に際しても「感恩奉仕」を建学の精神として掲げ、今日までこの教育理念を受け継いでいる。

2. 使命・目的

【大学】

西南女学院大学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、大学学則第1条に定める「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成すること」を目的としている。大学は、この使命・目的を達成するために必要な学部・学科等を設置し、社会に有為な女性を輩出すべく教育を営んでいる。

【短期大学部】

西南女学院大学短期大学部は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、短期大学部学則第1条に定める「本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成すること」を目的としている。短期大学部は、この使命・目的を達成するために必要な学科を設置し、社会に有為な女性を輩出すべく教育を営んでいる。

3. 大学の個性・特色

本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命・目的としていることにある。学院は社会的要請の変動に合わせて学校、学部・学科等の構成を変化させ、個性・特色の具現化に努めている。

西南女学院は、第二次大戦中は米国系ミッションスクールゆえに、存亡の危機に瀕したが、戦後は、学制改革により高等女学校は昭和22(1947)年に新制中学校へ、昭和23(1948)

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

年に新制高等学校へ改組された。女子高等教育の発展のために昭和21(1946)年に開設された西南女学院専門学校は、昭和25(1950)年の学制改革にともない、西南女学院短期大学(英語科・家政科)となり、昭和33(1958)年に保育科、昭和46(1971)年に食物栄養科を増設し、キリスト教の愛の精神と高い知性をそなえた女性を育成する教育機関として発展した。

本学院はさらなる発展のために、建学の精神「感恩奉仕」の実践にふさわしく、社会の変化やニーズに応え得る4年制大学として、看護学科と福祉学科とを統合した西南女学院大学保健福祉学部を平成6(1994)年に開設した。次いで、短期大学の英語科、家政科、保育科、食物栄養科のうち、英語科及び食物栄養科を平成14(2002)年に、それぞれ大学人文学部人文学科及び大学保健福祉学部栄養学科に改組転換した。同年、短期大学は家政科を生活創造学科に名称変更し、保育科との2学科となり、平成16(2004)年には西南女学院 大学短期大学部へと名称変更を行った。さらに平成18(2006)年には、人文学部人文学科の英語教育と国際性をさらにアピールするために、同学科を英語学科及び観光文化学科の2学科に改組転換した。

平成28(2016)年、本学院では、社会的要請や学びのニーズの変化に対応するために、西南女学院大学短期大学部の将来像を展望し、今後担うべき役割と真摯に向き合う取り組みを進めた。その結果、職業能力を育成する高等教育機関としての役割、特に女子への社会的要請が高いとされる教育学・保育学関係領域を特徴とする短期大学士課程の再構築という観点から、主として家政関係領域を担ってきた生活創造学科について、与えられた使命と目的を十分に全うしたものであるとの判断に至り、平成29(2017)年度からの学生募集を停止することを決定した。平成30(2018)年3月、生活創造学科は、在学生の卒業を待って廃止となった。

保健福祉学部の開設当初からの懸案であった実践教育のための福祉施設開設は、平成19(2007)年に社会福祉法人福音会高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」として、また助産師教育の実施については、地域の要望にこたえて平成20(2008)年に助産別科の開設として具現化している。

このような変遷を辿り、西南女学院大学は現在、総合的な人間理解を教育の基盤としながら、保健福祉学部における看護・福祉・栄養の統合教育、人文学部における異文化理解・地域社会理解及び助産別科における自立した助産師の育成をとおして、特色ある教育研究活動を展開している。

また、西南女学院大学短期大学部は、我が国短期大学制度への要望と将来的な地域社会の要請に応え続けるべく、開設以来、キリスト教保育の実践躬行を担ってきた保育科のさらなる充実・発展を新たな目標とし、生活創造学科の歴史と伝統をも継承する単科短期大学として今現在も社会に貢献している。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

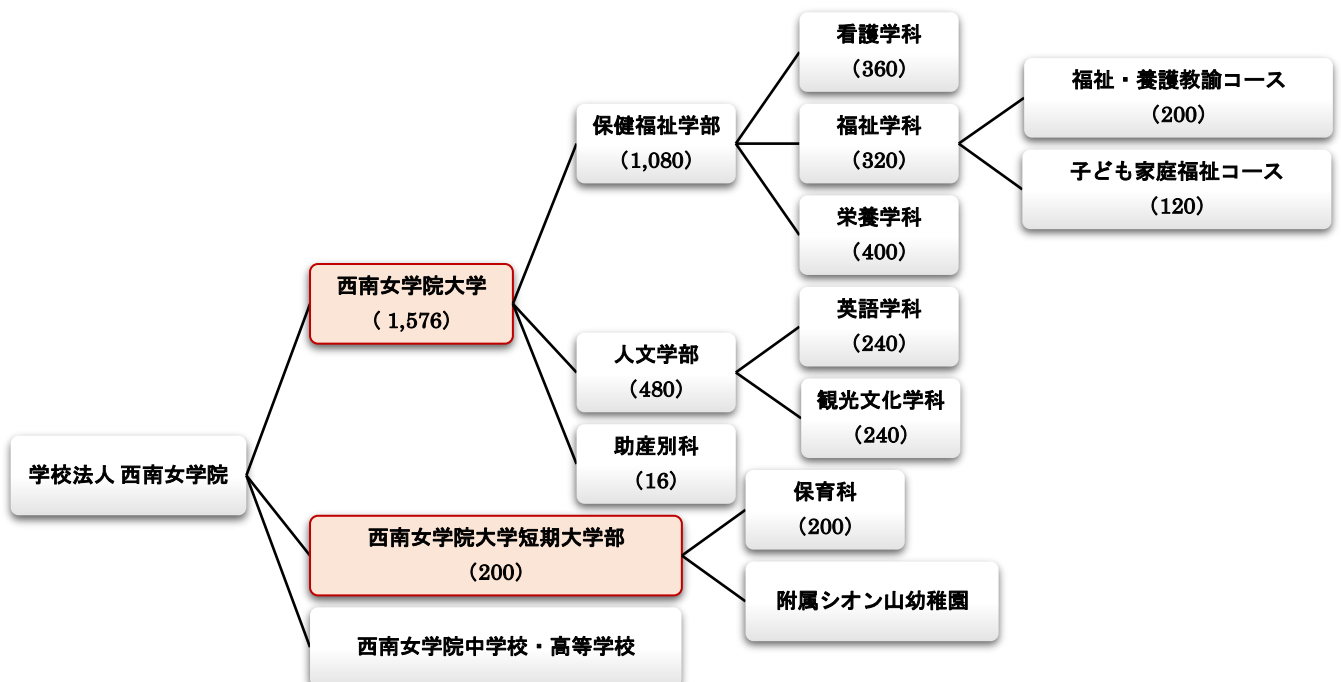
沿 革	
年 月	事 項
大正11(1922)年 3月	J.H.ロウ氏設立者となり、修業年限5か年の高等女学校として西南女学院設立。C.H.ロウ女史初代院長就任。
昭和10(1935)年 3月	西南家政学院(高等女学校卒業後1か年)設立。
昭和13(1938)年 4月	財団法人西南女学院設立認可。
昭和21(1946)年 3月	西南女学院専門学校設立。英語科、生活科を置く。
昭和25(1950)年 3月	西南女学院短期大学設立。英語科、家政科を置く。マロリー館竣工。
昭和26(1951)年 2月	学校法人西南女学院設立認可。
昭和33(1958)年 2月	短期大学保育科に対し保母を養成する学校の指定を受く。
4月	短期大学保育科増設。短期大学家政科に対し栄養士養成施設(栄養士課程)の指定を受く。
昭和37(1962)年10月	西南女学院創立40周年記念式典挙行。
昭和46(1971)年 1月	短期大学家政科に対し教育課程の変更の承認を受く。短期大学食物栄養科設置認可。
4月	短期大学食物栄養科増設。
昭和47(1972)年 4月	西南女学院創立50周年記念式典挙行。
昭和50(1975)年12月	短期大学家政科専攻課程設置認可。
昭和51(1976)年 4月	短期大学家政科専攻分離(家政専攻・被服専攻)。
昭和57(1982)年 4月	西南女学院創立60周年記念式典挙行。
平成 2(1990)年10月	短期大学開学40周年記念式典挙行。
平成 4(1992)年 4月	西南女学院創立70周年記念式典挙行。
平成 5(1993)年12月	西南女学院大学保健福祉学部(看護学科50人・福祉学科80人)設置認可。
平成 6(1994)年 1月	保健婦・看護婦学校の指定を受ける。
3月	西南女学院大学献堂(竣工)式挙行。大学・短期大学図書館竣工。
4月	西南女学院大学第1回入学式挙行。
5月	西南女学院大学開学記念式典挙行。
平成 9(1997)年12月	大学保健福祉学部福祉学科定員増(80人→140人)認可。【平成10(1998)年4月より】
平成11(1999)年12月	大学保健福祉学部看護学科定員増(50人→80人)認可。【平成12(2000)年4月より】
平成12(2000)年11月	短期大学開学50周年記念式典挙行。
平成13(2001)年 8月	大学保健福祉学部栄養学科設置認可(100人)。【平成14(2002)年4月より】
12月	西南女学院大学人文学部人文学科設置認可(200人)。【平成14(2002)年4月より】
平成14(2002)年 1月	大学保健福祉学部栄養学科に対し管理栄養士の養成施設の指定を受ける。
4月	短期大学家政科専攻分離廃止、生活創造学科に名称変更。
平成15(2003)年 3月	短期大学英語科(同一法人の既設する西南女学院大学に新設の人文学部人文学科に改組転換)・食物栄養科(同一法人の既設する西南女学院大学保健福祉学部)に新設の栄養学科に改組転換)学生募集停止。
平成16(2004)年 4月	
平成18(2006)年 4月	
平成19(2007)年12月	
平成20(2008)年 4月	

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

平成21(2009)年 3月	短期大学英語科、食物栄養科廃止。
4月	西南女学院短期大学を西南女学院大学短期大学部に名称変更。 西南女学院大学人文学部英語学科及び観光文化学科開設。人文学科学生募集停止。 西南女学院大学助産別科に対し助産師学校の指定を受ける。
平成22(2010)年 3月	西南女学院大学助産別科開設(20人)。
平成23(2011)年 3月	大学保健福祉学部福祉学科子ども家庭福祉コースに対し指定保育士養成施設の指定を受ける。
平成24(2012)年 4月	大学保健福祉学部福祉学科定員変更(140人→80人)。
平成26(2014)年 4月	福祉学科に指定保育士養成施設(子ども家庭福祉コース)開設(福祉学科定員80人のうちの30人)。 大学人文学部人文学科廃止。 財団法人 日本高等教育評価機構より「評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定される。 大学保健福祉学部看護学科定員変更(80名→90名) 大学助産別科定員変更(20名→16名)
平成29(2017)年 3月	西南女学院大学短期大学部、一般財団法人短期大学基準協会より「適格」と認定。
平成30(2018)年 3月	西南女学院大学、公益財団法人日本高等教育評価機構より「適合」と認定。 西南女学院大学短期大学部生活創造学科廃止。
令和 4(2022)年 4月	西南女学院、創立100周年。

2. 本学の現況

- ・大 学 名 西南女学院大学 ／ 西南女学院大学短期大学部
- ・所 在 地 福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号 ／ 井堀一丁目3番2号
- ・学 部 等 の 構 成 ()内の数字は収容定員数 (単位：人)



西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

・学生数、教員数、職員数（令和4（2022年5月1日現在））

学生数

学 部	学 科	入 学 員 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数				備 考
						1年次	2年次	3年次	4年次	
						学生数	学生数	学生数	学生数	
保健福祉学部	看護学科	90	0	360	388	90	98	99	101	
	福祉学科	80	0	320	318	80	84	75	79	
	栄養学科	100	0	400	218	37	58	70	53	
保健福祉学部計		270	0	1,080	924	207	240	244	233	
人文学部	英語学科	60	0	240	152	22	35	52	43	
	観光文化学科	60	0	240	209	34	36	72	67	
人文学部計		120	0	480	361	56	71	124	110	
合 計		390	0	1,560	1,285	263	311	368	343	

別科	入 学 員 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学生数	備 考
					1年次	
					学生数	
助産別科	16	0	16	16	16	

学 科	入 学 員 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学生数	在 籍 学生数	備 考
				1年次	2年次	
				学生数	学生数	
保 育 科	100	200	107	54	53	
合 計	100	200	107	54	53	

教員数

・大学

学 部	学 科	専任教員数					助手	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数	備 考
		教授	准教授	講 師	助教	計				
保健福祉学部	看護学科	12	2	7	5	26	7	26	41	
	福祉学科	6	4	7	1	18	1	22		
	栄養学科	9	5	3	0	17	4	27		
保健福祉学部計		27	11	17	6	61	12	75	41	
人文学部	英語学科	5	1	2	0	8	0	17	27	
	観光文化学科	4	3	0	0	7	0	11		
人文学部計		9	4	2	0	15	0	28	27	
合 計		36	15	19	6	76	12	103	68	

別科	専任教員数					助手	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数	備 考
	教授	准教授	講 師	助教	計				
助産別科	1	0	2	2	5	1	8	3	

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

・短期大学部

学 科	専任教員数					助手	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数	備考
	教授	准教授	講 師	助教	計				
保 育 科	4	7	2	0	13	0	0	19	
合 計	4	7	2	0	13	0	0	19	

職員数

・大学

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	43	0	15	0	58

・短期大学部

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	8	0	3	0	11

3. 本学現況の説明と補足

本学では、平成16（2004）年に「西南女学院短期大学」から「西南女学院大学短期大学部」へと名称変更を行った際に、大学及び短期大学部の運営体制の一元化を図った。学内においては、短期大学部を大学の学部の一つとして取扱うことによって、効率的な管理運営を行っている。現在、事務組織及び委員会組織等は、大学及び短期大学部で共通のものとなっている。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【大学】

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、目的として「西南女学院大学学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」と定めている。この大学の使命・目的を踏まえ、学部、学科及び別科の教育目的を学則第2条の3に具体的かつ明確に規定している。

【短期大学部】

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、目的として「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に「本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。」と定めている。この短期大学の使命・目的を踏まえ、設置する学科の教育目的を学則第2条の2に具体的かつ明確に規定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料】西南女学院大学学則、西南女学院大学短期大学部学則

【資料】キャンパスライフ2022（学生生活ガイドブック）

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2022

【資料】法人公式ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/about/>

本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所

URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命である建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を踏まえた目的及び教育目的については、大学学則第1条（短期大学部学則第1条）に大学及び短期大学部の目

的を、大学学則第2条の3（短期大学部学則第2条の2）に設置する学部、学科及び別科の教育目的を規定しており、その文章は、具体的かつ明確であり、簡潔な表現となっている。また、これらの基本的事項は、キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）のみならず、大学及び短期大学部公式ウェブサイト及び入学案内で公表しており、広く社会への周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料】西南女学院大学学則、西南女学院大学短期大学部学則

【資料】キャンパスライフ2022（学生生活ガイドブック）

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2022

【資料】法人公式ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/about/>

本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

1-1-③ 個性・特色の明示

本報告書「I」で述べたとおり、本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命・目的としていることにある。自分が生かされているということを自覚し、周囲の人々に感謝する気持ちをもって、目の前にいる相手のため、あるいは世界の誰かのためにできることを自ら考え、一生懸命に行動する女性を育成することが、本学の教育の要である。

本学は短期大学の昭和25(1950)年の開学（大学の平成6(1994)年の開学以来）以来、常に個性・特色の具現化に努めてきた。現在、大学は、2学部、5学科、1別科を設置し、医療・保健・福祉の分野をはじめ、国際社会や地域社会が求める幅広い知識や専門技術を持った自立した女性の育成を行っている。学部、学科及び別科の教育目的は、建学の精神を礎にそれぞれの専門性を大学の個性・特色として明確に反映するものとして大学学則第2条の3に規定している。また、短期大学部では、教育学・保育学を教育・研究する保育科を設置し、子どもを理解する力、保育者としての実践力、他者と協働する力を身につけた女性の育成を行っている。学科の教育目的は、建学の精神を礎にその専門性を短期大学の個性・特色として明確に反映するものとして短期大学部学則第2条の2に規定している。

本学での学びの仕組みで個性・特色と言えるものは、学院創立以来一貫して行ってきたキリスト教教育を教育課程の主軸に置いていることである。キリスト教教育は、本学の教育の根幹をなすものであり、建学の精神の基本であるキリスト教を学び、学院の歴史及び建学の精神である「感恩奉仕」を展開させることができる素養を身につけ、自らの倫理観を形成するために不可欠なものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料】西南女学院大学学則

【資料】キャンパスライフ2022（学生生活ガイドブック）

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2022

【資料】法人公式ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/about/>

本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的は、開学以来一貫しているが、令和3(2021)年度は、『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation(2022～2026)』策定にあたり、建学の精神を踏まえ、使命・目的及び教育目的が社会情勢に対応したものとなっているかの検証を行った。

教育課程の改正にあたっては、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項について検討することを目的として設置している「大学教学マネジメント検討会」において、教育目的の見直しを含めた検討を行っている。全学的な教育課程の改正を行った平成28(2016)年度の検討会では、社会の変化や人材ニーズの変化に対応するため、大学学則第2条の3(短期大学部学則第2条の2)に規定している学部、学科の教育目的の見直しを含めた、平成30(2018)年度施行の教育課程の改正について検討を行った。令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて行った保育科の教育課程の改正及び令和3(2021)年度に行った栄養学科の教育課程の改正に際しては、教育目的が社会情勢に対応したものとなっているかの検証も含めて検討を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料】学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission「要」

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation(2022～2026)

【資料】大学教学マネジメント検討会議事録

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第211号)を念頭に置き、建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的について不断の検証を行う。大学及び短期大学部の個性・特色を具体的に明示し、かつ関係法令等との適合性を図りながら、時代や社会情勢の変化に応じて、継続的な見直しを行うことで、その「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的に関する事項は、寄附行為、学則、入学案内、公式ウェブサイト、キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）等に明示されており、その重要性は役員及び教職員全員が理解している。

使命・目的及び教育目的の実質化は、学長が議長となり副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長が構成員となる「大学評議会」が最終的な確認を行うことで担保されている。

例えば、使命・目的及び教育目的の検証を含む教育課程の改正は、学長が設置し座長となっている「大学教学マネジメント検討会」によって全学的な方針の検討を行い、教務総合人間科学小委員会又は教職課程委員会での審議を踏まえた教務委員会による教授会上程に係る審議、教授会による審議（教育課程の編成に関する事項の審議）、さらに大学評議会による審議（学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項の審議）を経て学長が学内で最終決定をした後、法人の運営に係る重要性に応じて、法人の将来計画委員会、運営協議会の議を経て、評議員会の意見を聴いた後、理事会が審議を行い承認される。

このように、本学では、重層的かつ連続的な審議・意思決定過程の体制において使命・目的及び教育目的の検証と改正が行われており、役員、教職員の理解と支持を得られる仕組みとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料】「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則

【資料】大学教学マネジメント検討会内規

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を明示し、公式ウェブサイト、入学案内などにより学内外に周知を行っていることは、「1-1」で述べたとおりであるが、教職員は、それらに加え、学内情報ポータルサイトに掲示している「学校法人西南女学院規程集」、「西南女学院大学規程集」をはじめ、「西南女学院七十年史」、「広報 西南女学院」、「西南女学院月報」などにより、それらを確認することができる。また、新任教職員のオリエンテーションでは、理事長、院長又は学長、あるいは宗教主事が本学の使命・目的について説明を行っている。

学生に対しては、入学式、入学式後のオリエンテーション及び創立記念式（令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施）において、本学の使命・目的について説明を行っている。さらに、1年次の必修科目として「キリスト教と西南女学院のあゆみ」を開講しており、学院の歴史を知り、創設者をはじめ主要な宣教師たちの働きや精神を学ぶことから、建学の精神「感恩奉仕」について理解を深め、「西南女学院生」としての自己形成を深める機会としている。なお、校舎内各所に、建学の精神である「感恩奉仕」の書を額装し掲出している。

【エビデンス集・資料編】

【資料】法人公式ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/about/>

【資料】「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」

【資料】2021年度シラバス「キリスト教と西南女学院のあゆみ」

【資料】2022 年度学生募集要項

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、令和3(2021)年度に令和4(2022)年度からスタートする中期計画の検討を法人及び大学・短期大学部でそれぞれ行った。

法人は「西南女学院将来計画委員会」において、学院の全教職員は、自らの教育活動が建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的の実現に向かっているか否かを不断に確認しなければならないことに留意しながら、3つのMissionからなる「学校法人西南女学院 中期計画（2022-2026）Mission『要』」を策定した。大学・短期大学部では、将来計画検討プロジェクトを学長が設置し、本学の使命・目的を再確認したうえで、11の基本方針を定めた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部中期計画『要』Transformation（2022-2026）」を策定した。使命・目的及び教育目的を具現化するためのこれらの計画による具体的施策が、全学を挙げて実行に移されている

なお、それぞれの中期計画の名称にある「要」は、第7代院長W.M.ギャロット（在任：昭和36(1962)年～昭和47(1972)年）による『西南女学院は「西女」すなわち「要」となる。神のみこころを「かなめ」とすればするほど西南の魂が生きてくる。』という言葉で、マロリー館前には本人の筆による碑がある。神のみむねを心から受け入れ、神が用いようとするかぎりいつまでもその恩に感じ、そのみこころによる奉仕に生きるという建学の精神「感恩奉仕」の礎となるものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料】学校法人西南女学院 中期計画（2022-2026）Mission「要」

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部中期計画 「要」 Transformation（2022-2026）

【資料】西南女学院将来計画委員会内規

【資料】大学評議会議事録

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、使命・目的及び教育目的から三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）までを体系的なものとして、一体的にとらえて三つのポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神、使命・目的及び教育目的に沿って学生が身につけるべき資質・能力を明確にする方策として、平成 26(2014)年度から観点別教育目標を導入している。ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシー及

びアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた内容となっており、一貫性・整合性のあるものとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料】学則第2条の4に定める西南女学院大学の三つの方針

【資料】学則第2条の4に定める西南女学院大学の三つの方針

【資料】キャンパスライフ 2022（学生生活ガイドブック）

【資料】平成28(2016)年度第2回 DP・CP・AP 検討会議事録

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【大学】

本学は、時代の変遷にあわせて教育研究組織（学部・学科・別科）を充実・発展させてきた。教育研究組織として、保健福祉学部（看護学科・福祉学科・栄養学科）、人文学部（英語学科・観光文化学科）、助産別科、附属図書館、保健福祉学部附属保健福祉学研究所、看護キャリア支援センターが置かれている。いずれの組織も、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために適切に構成・整備されている。

【短期大学部】

本学は、時代の変遷にあわせて教育研究組織（学科）を充実させ、また改組転換等を行ってきた歴史を持っている。教育研究組織として、現在は保育科のみの単科短期大学となっているが、幼稚園教諭や保育士の養成については短期大学卒業生の占める割合が極めて高く、専門職業人材や地域の中核的人材の輩出という面で重要な役割を担っている。保育科は、キリスト教精神に基づいた保育実践しており、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために適切な教育研究組織となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料】本学公式ウェブサイト 大学概要、組織図に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/outline/>

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性については、今後も不断の検証を行い、役員、教職員をはじめ学生、ステークホルダー等に理解と支持が得られるようさらに効果的な情報発信の方法を検討し、周知を図っていく。

中長期計画については、PDCA サイクルによる点検・評価を行い、教育の質の確保と向上に向けて着実に履行する。また、三つのポリシーが本学の使命・目的及び教育目的に対して適切なものか、教育研究組織が十分機能しているかについては、継続的に検証していく。

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」に基づき、学則にその目的を明確に掲げている。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

そして、これに基づいた教育研究組織を設け、教育研究活動を推進している。大学全体、学部・学科及び別科について、建学の精神に基づき、それぞれの目的を明確に定めている。以上のことから、「基準 1 使命・目的等」の基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）は、建学の精神「感恩奉仕」と「西南女学院大学学則」第1条及び「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に規定する教育目的を基盤とする本学全体の方針、学部、学科及び別科の各教育目的に対応した学部、学科及び別科ごとの方針を表 2-1-1 のとおり策定している。方針は、教育目的を踏まえて策定し、さらに、受験生が自らに適した大学を選択する際の参考となるよう、受験生に求める能力や適性を明確に表現するようにしており、「大学教学マネジメント検討会」においては、教育課程の編成及び実施に関する方針、卒業の認定に関する方針との一体性に留意しながら確認を行っている。【資料 2-1-1】

アドミッション・ポリシーは、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内」及び「学生募集要項」に明示するとともに、本学公式ウェブサイトで公表している。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

また、「入学者選抜説明会」では、高等学校教員及び中等教育学校教員に対して入学者選抜概要や入学者選抜結果等に加えて入学者の受入れに関する方針を直接説明することで周知している。年数回開催する「オープンキャンパス」（高校生・保護者対象）では、模擬授業・体験等を通じて学部、学科及び別科の教育内容・特色説明等と併せて周知している。その他 100 校程度の近隣高等学校等に年間複数回訪問する際や「進学相談会」等の機会を積極的に利用しながら適切かつ効果的な周知を図っている。【資料 2-1-5】

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

大 学	1) 人と社会に関心をもち、その発展に貢献する意欲のある人。 2) 基礎学力を備え、目的に向かって努力する人。 3) 協調性や他の人々を思いやる心をもつ人。
保健福祉学部	1) 人間の健康や生活の向上に関心をもち、人々を支える意欲のある人。 2) 基礎学力を備え、自ら学び続ける努力をする人。 3) 地域や社会で活動できるための基本的な協調性や人を思いやる心をもつ人。
看護学科	1) 生命と健康を支えたいという意欲をもち、看護を学ぶために必要な基礎学力がある人。 2) 人に尊敬の念をもって接し、他者と協調して行動ができる人。 3) 看護の実践を通して、社会貢献をしたいと考えている人。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

	福 祉 学 科	■福祉・養護教諭コース 1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。 2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。 3) 人々への支援を通して社会貢献をめざしている人。 ■子ども家庭福祉コース 1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。 2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。 3) 子どもと家庭の支援を通して社会貢献をめざしている人。
	栄 養 学 科	1) 栄養と健康の問題に強い関心を持ち、人々の健康に貢献したいと考えている人。 2) 人とのコミュニケーションが円滑にとれ、協調性のある人。 3) 栄養の面から、教育やスポーツなどの分野でも活躍したいと考えている人。
	人 文 学 部	1) 日本の社会および国際社会に関心を持ち、将来、社会で積極的に活動しようとしている人。 2) 基礎学力を備え、向上心を持ち、目的に向かって努力する人。 3) 他の人々を思いやる心を持ち、協調性に富んでいる人。
	英 語 学 科	1) 英語力の向上に強い関心を持ち、自主的に学習する姿勢を身につけている人。 2) 英語力を活用して他国の人々と積極的にに関わり、異文化理解を深め、自国の文化を発信する意欲のある人。 3) 世界の出来事に関心があり、かつ地域社会の活性化にも貢献する意欲のある人。
	観 光 文 化 学 科	1) ツーリズムまたは地域活性化の分野で活躍したい人。 2) 基礎学力とコミュニケーション力があり、向上心・向学心がある人。 3) 地域や社会に関心を持ち、貢献しようという意欲がある人。
	助 産 別 科	1) 生命への尊厳と他者への思いやりのある人。 2) 助産師を志す強い意志のある人。 3) 助産の基礎を学ぶための看護の基礎学力と技術がある人。 4) 責任をもって行動ができる人。

短 期 大 学 部		1) 子どもに関連する分野に興味・関心をもつ人。 2) 基礎学力を備え、目的に向かって努力することができる人。 3) 他者とかかわり、共に活動しようとする人。
保 育 科		

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜制度は、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜」の大きく4つの形態に分類され、各選抜形態に応じて選抜区分は表2-1-2のとおり細分化されている。アドミッション・ポリシーに照らし、選抜区分ごとにそれぞれ選抜方法と評価基準を明示・公表し、各人の適性に合った選抜制度で受験できる仕組みを整備している。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫として、面接試験を行う選抜形態において、質問・評価項目に各学科のアドミッション・ポリシーを反映させている。【資料2-1-3】

表 2-1-2 学部・学科・別科の選抜制度

選抜形態	選抜区分	概要
①総合型選抜	総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）	・ 本学の学生として適格か否かを多面的に検討して合否を判定する入学者選抜制度。 ・ A方式（保健福祉学部は特別技能・キャリア募集タイプ、人文学部は自己アピール・技能・キャリア募集タイプ）又はB方式（両学部共通：スポーツ活動優秀者募集タイプ）の2方式。 ・ 入学者の選抜にあたっては、調査書、自己推薦文、面接試験等に基づいて、これまでの勉学・活動実績、志望動機、適性、入学後の抱負等について、総合的に評価。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

②学校推薦型選抜 ※基礎学力を保证するため、出願資格として評定平均値による学習成績の基準を各学科で設定。	指定校推薦選抜	・ 本学が指定する高等学校等出身者を対象とし、受験者に面接試験を課して、本学での学習目的の他、理解力、思考力、意欲、態度、表現力等を評価。これに書類審査を加えた総合評価で合否判定。
	一般公募推薦選抜	・ 一定の学力を保证するための筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	卒業生子女推薦選抜	・ 西南女学院中学校、西南女学院高等学校、西南女学院大学短期大学部、西南女学院大学いずれかの卒業生の子女を対象とし、筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	キリスト教信者推薦選抜	・ 本学が指定するキリスト教会・教派の信者を対象とし、筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	併設校推薦選抜	・ 併設高等学校の生徒を対象とし、指定校推薦選抜と同様、面接試験に書類審査を加えた総合評価で合否判定。
	助産別科推薦選抜	・ 小論文と面接試験及び書類審査の総合評価で合否判定。
③一般選抜	一般選抜（前期・後期）	・ 教科の学力試験により選抜する選抜制度で、調査書も参考にして合否判定（保健福祉学部の後期日程は、面接試験も実施）。
	大学入学共通テスト利用選抜（A日程・B日程・C日程）	・ 教科の学力試験により選抜する選抜制度で、調査書も参考にして合否判定。
	助産別科一般選抜	・ 筆記試験（看護学）と面接試験の結果により合否判定。
④特別選抜	社会人選抜	・ 筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査により合否判定。
	外国人留学生指定校推薦選抜	・ 指定日本語学校の外国人留学生を対象とした選抜で、面接試験と書類審査により合否判定。
	〈大学〉転入学・編入学選抜（前期・後期）	・ 面接試験及び書類審査により合否判定。
	〈短期大学部〉特待生選抜	・ 学力試験に加え、面接試験と書類審査により合否判定。

学生募集にあたっては、アドミッション・ポリシーのもと、学科及び別科と入試部が募集原案を作成し、「入学試験会議」による学生募集要項の審議を経て学長が決定している。

「入学試験会議」は、学長が議長となり、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、入試課長、各学科及び別科から選出された代表者 1 名で組織され、(1)入学者選抜要項に関する事項、(2)入学試験実施に関する事項、(3)入学者の選抜方法に関する事項、(4)入学者の選抜に関する事項、(5)その他入学試験に関する事項の 5 種を審議事項としている。このうち、「(4)入学者の選抜に関する事項」とは、合否判定原案を「入学試験会議」が策定するという趣旨であり、最終的な合格者判定は教授会・別科会において審議し、学長が教授会・別科会の意見を参酌して決定するという手続を厳正かつ適切に実施している。【資料 2-1-6】

選抜の実施にあたっては、入試部作成の実施要領に沿って、職員による試験会場設営や受験者誘導、教員による面接試験・学力試験監督等、全教職員による教職協働体制をとっている。

入学者選抜問題の作成と管理については、入試部長を責任者とし、学長から委嘱された関係学科教員（学内外非公表）の協力のもと、大学が自ら行っている。ミス防止のため題・校正に十分な時間と労力をかけ、その取扱いについても厳重に行っている。具体的に

は、試験教科ごとに作題責任者と校正責任者を決め、厳正な環境下での作成に努めている。試験教科の完成原稿提出後、複数回の校正を経て試験問題が完成した後は、入学試験実施までに再度検証し、選抜ミス防止の体制を整備している。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

コロナ禍前の 2020 年度の学部ごとの入学定員充足率は、保健福祉学部 0.93 倍、人文学部 1.10 倍及び短期大学部 0.75 倍で、概ね入学定員に沿った適切な学生を受入れているといえる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の 2022 年度、2021 年度の入学者数は、入学定員を大きく割り込んでいる。

保健福祉学部看護学科及び福祉学科は、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生数を確保している。一方、栄養学科においては、過去 5 年間定員を充足していない状況である。

栄養学科及び短期大学部保育科については、高校訪問や対面型のオープンキャンパス開催がコロナ禍前の状態には戻らなかったことが影響し、受験生や高等学校の教員へ本学の魅力を十分に伝えることができず、入学者の減少となった。

人文学部英語学科については、新型コロナウイルス感染症により、学科の特色である海外留学プログラムを実施できなかったことが影響し、観光文化学科については、卒業生の就職先に多い観光業界、交通・運輸業界が大きな痛手を被っていることが影響して、両学科は直近 2 年間の入学者数が 5 割前後まで落ち込んでいる。

入学定員及び収容定員は学則に規定しており、実際の定員充足の状況・推移は「エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 2】」「エビデンス集（データ編）【表 2-1】」に示すとおりである。収容定員は、教員組織や施設等の規模、教育環境の確保、教育の質保証等の観点から、修学支援、学生生活支援、進路支援を十分に行うことができる適切な学生数となっている。学部、学科及び別科の入学者数の確保については、当該年度の在籍者数や良好な教育環境の確保を考慮しつつ、入学試験の進行に沿いながら「入学試験会議」及び教授会・別科会の各段階で審議し、学長が教授会・別科会の意見を参酌して決定している。過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は、表 2-1-3-1 から表 2-1-3-4 までに示すとおりである。

表 2-1-3-1 過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（保健福祉学部）

各年度 5 月 1 日現在

学部	学科	項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
保健福祉学部	看護学科	入 学 定 員	90	90	90	90	90
		入 学 者 数	110	93	104	98	90
		入学定員充足率	1.22	1.03	1.16	1.09	1.00
		収 容 定 員	360	360	360	360	360
		在 籍 学 生 数	425	424	413	397	388
		収容定員充足率	1.18	1.18	1.15	1.10	1.07
	福祉学科	入 学 定 員	80	80	80	80	80
		入 学 者 数	77	78	76	87	80

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

		入学定員充足率	0.96	0.98	0.95	1.09	1.00
		収 容 定 員	320	320	320	320	320
		在 籍 学 生 数	322	304	310	315	318
		収容定員充足率	1.00	0.95	0.97	0.98	0.99
	栄養学科	入 学 定 員	100	100	100	100	100
		入 学 者 数	80	52	71	61	37
		入学定員充足率	0.80	0.52	0.71	0.61	0.37
		収 容 定 員	400	400	400	400	400
		在 籍 学 生 数	335	290	268	262	218
		収容定員充足率	0.84	0.73	0.67	0.66	0.55
	学部計	入 学 定 員	270	270	270	270	270
		入 学 者 数	267	223	251	246	207
		入学定員充足率	0.99	0.83	0.93	0.91	0.76
		収 容 定 員	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
		在 籍 学 生 数	1,082	1,018	991	974	924
		収容定員充足率	1.00	0.94	0.92	0.90	0.86

保健福祉学部の過去 5 年間の入学定員充足率は、看護学科 1.00 倍から 1.22 倍、福祉学科 0.95 倍から 1.09 倍、栄養学科 0.37 倍から 0.80 倍となっている。(表 2-1-3-1)

表 2-1-3-2 過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（人文学部）

各年度 5 月 1 日現在

学部	学科	項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
人文学部	英語学科	入 学 定 員	60	60	60	60	60
		入 学 者 数	60	41	57	36	22
		入学定員充足率	1.00	0.68	0.95	0.60	0.37
		収 容 定 員	240	240	240	240	240
		在 籍 学 生 数	182	187	201	191	152
		収容定員充足率	0.76	0.78	0.84	0.80	0.63
	観光文化学科	入 学 定 員	60	60	60	60	60
		入 学 者 数	65	69	74	36	34
		入学定員充足率	1.08	1.15	1.23	0.60	0.57
		収 容 定 員	240	240	240	240	240
		在 籍 学 生 数	244	244	263	240	209
		収容定員充足率	1.02	1.02	1.10	1.00	0.87
	学部計	入 学 定 員	120	120	120	120	120
		入 学 者 数	125	110	131	72	56
		入学定員充足率	1.04	0.92	1.10	0.60	0.46
		収 容 定 員	480	480	480	480	480

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

	在 籍 学 生 数	426	431	464	431	361
	収 容 定 員 充 足 率	0.89	0.90	0.97	0.90	0.75

人文学部の過去5年間の入学定員充足率は、英語学科 0.37 倍から 1.00 倍、観光文化学科 0.57 倍から 1.23 倍となっている。(表 2-1-3-2)

表 2-1-3-3 過去5年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（助産別科）

各年度 5 月 1 日現在

別科	項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
助産別科	入 学 定 員	16	16	16	16	16
	入 学 者 数	16	16	16	16	16
	入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	収 容 定 員	16	16	16	16	16
	在 籍 学 生 数	16	16	16	16	16
	収容定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

助産別科の過去5年間の入学定員充足率は、1.0 倍となっている。(表 2-1-3-3)

表 2-1-3-4 過去5年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（短期大学部）

各年度 5 月 1 日現在

短期大学部	項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
保 育 科	入 学 定 員	150	150	100	100	100
	入 学 者 数	77	78	75	48	54
	入学定員充足率	0.51	0.52	0.75	0.48	0.54
	収 容 定 員	300	300	250	200	200
	在 籍 学 生 数	173	154	151	123	107
	収容定員充足率	0.58	0.51	0.60	0.62	0.54

短期大学部の過去5年間の入学定員充足率は、0.48 倍から 0.75 倍となっている。(表 2-1-3-4)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】2016 年度第 2 回 DP・CP・AP 検討会配付資料

【資料 2-1-2】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内 2023

【資料 2-1-3】2023 年度学生募集要項

【資料 2-1-4】本学公式ウェブサイトアドミッション・ポリシーに関する箇所

<http://www.seinan-jo.ac.jp/juken/admission/ap/>

【資料 2-1-5】選抜説明会案内文書・式次第

【資料 2-1-6】大学入学試験会議規程、大学入学試験会議実務細則

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ すべての学科における入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に向けて、収容定員充足率が 1.0 倍を下回る学科については、入学者数の定員未充足状況を改善する。
- ・ 学生募集に向けた全学的な取組みとして、入学者選抜説明会、オープンキャンパス、高校訪問、進学相談会等を強化していく。
- ・ ここ数年コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な高校訪問が出来ていなかったが、近隣（北九州市内）の高等学校を中心とした、きめ細やかな高校訪問を再開する。訪問の内容については、在学生の修学状況等の報告だけでなく、在学生のトピックス等をこまめに報告することにより、高等学校教員との信頼関係強化を図る
- ・ 高校生や高等学校教員へ本学の魅力を発見してもらうため、出張講義のテーマや内容等を高校訪問時や WEB サイトに掲出し紹介する。本学での学びの内容や教員の研究を模擬授業で体験することにより、高校生が本学に興味や関心を持つきっかけとする。
- ・ 本学はオープンキャンパスからの出願率が高く、オープンキャンパスへの動員数向上が出願数増加と比例するため、オープンキャンパスの告知広報を見直し新たな広報活動に取り組む。
- ・ 学長直轄で将来計画検討プロジェクトを立ち上げ、学部学科の再編成や各学科の教育コースの変更なども含めた組織改革の可能性を検討している。特に学生数の減少が著しい学科においては、学生数の増加や支出の減少に関する具体的な到達目標を計画する。
- ・ 西南女学院の伝統である幼児教育を継続・発展させるために、短期大学部の将来及び大学における教育課程を模索する。

2-2 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

大学及び短期大学部には「教務委員会」が置かれており、学生支援を直接的に行う主要組織で、教職協働による体制である。

ア 教務委員会について

教務委員会には、教務部長（教員）、学科から選出された委員及び教務課長、教務係長が参画し、教育課程の編成及び授業に関すること、学生の休退学、卒業及び課程の修了、転学部・転学科、科目等履修生等に関すること、行事日程、その他教務に関する事項について審議を行い、学生に対しては、協働できめ細かい指導・助言を行っている。また、新入生のオリエンテーションでは、教務課の履修説明について学科と情報交換を行い、学科で行う履修説明と重複しないように情報の共有も行う。教務委員会の審議事項については、「教務委員会規程」に定められている。【資料 2-2-1】

イ WEB サービス学生支援システムの運用について

これらの活動をスムーズに行うため、本学では、学生・教員・職員が「WEB サービス学生支援システム」を活用している。このシステムは、学生の学修支援及び就職支援に活用しており、このシステムを学生・教員・職員の三者が運用することで、入学から卒業まで一貫した支援を行う体制を整えている。「WEB サービス学生支援システム」では、教職員間で学生の履修状況、成績、GPA (GradePointAverage)、出欠状況等の学生情報を共有することが可能となっており、学生への学修及び修学支援につながっている。学生自身もシステムの利用によって自己の履修状況、成績、GPA を常時把握でき、履修計画、学修に活かしている。【資料 2-2-2】

以上のことから教育と職員等の協働をはじめとする学修支援体制を整備していると自己評価する。

2-2-②TA(TeachingAssistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 障がいのある学生への配慮について

「障害学生支援に関する基本方針」を定め、専任の専門職員 2 名（臨床心理士、社会福祉士・精神保健福祉士）を配置する学生総合支援室を中心に、部局横断的な体制で修学上必要な合理的配慮の提供に努めている。障がいのある学生本人の要望をもとに学科や関係部署との調整を経て作成された支援計画書は、学長はじめ学部長、学科長、教務部・学生部の各課長を構成員とする学生総合支援室運営連絡協議会において共有・決裁を経て、授業担当教員や関係部署に文書により配慮要請が行われる。【資料 2-2-3】

支援開始後は 1 か月以内を目途にモニタリングを実施して支援内容の修正・調整を行うほか、各学期末にも振り返りの面談を実施し、状態や環境等の変化を把握している。

支援実績は公式ウェブサイト公表のとおりで、座席の配慮や録音・PC 持ち込みの許可、課題の提出期限の延長、休憩場所の提供などがある。また、医療ケアが必要な学生に対応するために教職員向けにエピペン注射の講習会を実施する等、人員が手薄になる平日以外でも迅速かつ適切な救急対応ができるよう、各講義室には緊急時の連絡先リストを貼付している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

さらに、2022 年度職員研修懇談会において、教員・事務職員を対象に医学的救急対応をテーマにした講演・演習を計画している。

イ 学生生活不適應者等の居場所「フリースペース」について

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、集団内で過ごしにくさを感じる学生や静かな場所での休養が必要な学生のために、複数の個別ブースを備えたフリースペース（仮称）を新設し、2022 年度から学生総合支援室が管理・運営を開始する。当面の利用状況に応じて、校内での居場所等を必要とする学生の優先利用枠を設けるなど、活用方法について検討する予定である。【資料 2-2-6】

ウ オフィスアワーとアドバイザー制度について

学修をはじめ入学から卒業までの進路、課外活動、健康、人間関係の悩みなど、学生生

活に関するあらゆる相談に応えるための体制として、全学的にオフィスアワーとアドバイザー制度を実施している。

オフィスアワーについては、専任教員は週 1 コマ (90 分) 以上を設定、非常勤講師は担当授業の前後等に対応することにより全学的な実施体制を整備している。各教員のオフィスアワーは、各学期の始めにメールアドレスと併せて学生ポータルサイトと各学科の掲示板で公表している。【資料 2-2-7】

アドバイザー制度では、担当学生の住所等の変更は勿論のこと心身の状況や経済状況など様々な動向・情報についてアドバイザー教員と関係部署間で共有する仕組みになっており、学内外における学修支援・学生生活支援に活用されている。【資料 2-2-8】

エ 情報科目系における SA (StudentAssistant) について【大学のみ】

情報系科目において、SA を配置し、授業の運営上に必要な教員のサポートや、履修学生の質問等に対応するなど、学生の立場からの授業サポートを行っていたが、ここ数年、学生の授業と情報系科目のスケジュールがあわず、応募してくれる学生がいなくなった。そのため、対応を考えようとしている矢先にコロナ禍での遠隔授業となり、SA の募集ができなくなった。2021 年度に「西南女学院大学 SA 業務マニュアル (確認事項)」及び募集用ポスターを作成し、後期から SA の募集を開始する予定であったが、遠隔授業が続いたため、募集ができなかった。2022 年度は全面対面授業であるが、コロナが収束した状態ではないため、前期は募集を見合わせた。コロナの状況を見ながら、後期からの募集を準備する予定である。【資料 2-2-9】

オ 休学・退学防止のための取り組みについて

「WEB サービス学生支援システム」を活用した出欠管理がある。科目担当者以外の教員も学生の授業の出欠状況を確認することができるため、アドバイザー教員が学修支援を行うことが可能となっている。学生自身も自分の出欠状況を把握することができる。また、非常勤講師については、「WEB サービス学生支援システム」を活用した出欠管理とは別に、学生が担当授業を 4 回欠席した時点で教務課に報告をお願いしている。報告された内容は、教務課から当該学科の教務委員をととして学科で共有されている。【資料 2-2-10】

カ 退学、休学及び留年を防止する対策について

該当学生に対してアドバイザー教員が積極的に関わることができるように、退学願及び休学願と合わせてアドバイザー教員が「退学願・休学願提出までの経過」を作成している。記載される内容は、相談方法、相談回数、退学に至るまで関わった人や部署、教員の関わりに対して学生や家族が受けた反応を確認し、退学や休学の要因の把握が可能なものになっている。留年の防止については、学生の出欠管理を行いながら、学科及び別科との情報共有を行っている。【資料 2-2-11】

また、教学 IR (InstitutionalResearch) 活動として、「退学者 (除籍者を含む)・休学者数」を学科毎に月別及び理由別人数で集計し、4 月と 10 月に教務委員会で報告する。年度初めに 4 月には、各学科で前年度分の集計表に対し退学・休学防止対策の踏まえ、「学習指導」「履修指導」「学業不振者指導」「授業欠席者へ指導」「学生生活指導」「保健室・学生相

談室との連携対応」「保護者への対応」「その他」の 8 項目の要因の分析を行い、当該年度の改善策の検討にあたっている。改善策の検討に際しては、各学科共通の様式「退学防止のための学科における取り組み状況」として整理され、教務委員会で報告されている。

【資料 2-2-12】

キ 転学部・転学科制度について【大学のみ】

「西南女学院大学学則」第 31 条及び「転学部・転学科規程」に基づき、転学部・転学科制度を実施している。この制度は、学生が入学後の学習過程において、将来の進路変更や学修に対する興味・関心の変化に本学として柔軟に対応することにより、本学での学修の継続を目指すものである。転学部・転学科は 1 年次終了時から 1 年次開始時、2 年次終了時から 3 年生開始時を原則としている。転学部・転学科は、保健福祉学部福祉学科「子ども家庭福祉コース」及び保健福祉学部栄養学科を除く全ての学科間で可能としていたが、2021 年度は募集要項に収容定員（学生数）が充足している学科によっては、転学科・転学部による受け入れをしないこともある旨が追記され、看護学科では実施されなかった。【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

ク ピアサポートについて

これまで一部学科で実施されていたピアサポートを 2022 年度より新入生オリエンテーションプログラムの一つとして全学的に実施している。ピアサポートでは、選抜された上級生が履修登録支援を中心に新生活に関する質問等に応じて新入学生の不安を緩和するだけでなく、それ以降の人的交流や、就職活動や進路に関する情報交換に発展している例も少なからず見られ、学生同士の縦や横のつながりを築く土台となっている。【資料 2-2-15】

ケ 学生による学生のための自主活動グループ「StepUp」による履修支援活動について

2018 年度より学生の自主活動グループ「StepUp」による、看護学科、福祉学科の新入生への履修支援活動がスタートした。教務課及び学科からの履修説明とは別に、先輩たちが、後輩（新入生）たちにどのように履修（履修表の見方、資格取得に必要な履修について、授業時間割の作成について等）支援を実施した。2020 年度はオンラインの解説動画を作成、2021 年度は、栄養学科と保育を加え、オンラインによる解説動画を作成した。2022 年度は、さらに英語学科、観光文化学科を加え助産別科を除く、全ての学科のオンラインの動画も作成し、学修支援の一翼を担ってくれている。【資料 2-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】教務委員会規程

【資料 2-2-2】WEB サービス学生支援システムに関する資料

【資料 2-2-3】障害学生支援に関する基本方針

【資料 2-2-4】エピペン注射の講習会の開催案内

【資料 2-2-5】救急時の連絡先

【資料 2-2-6】フリースペースの利用案内

【資料 2-2-7】2021 年度前期・後期オフィスアワー一覧

- 【資料 2-2-8】 2021 キャンパスライフ 55 頁
- 【資料 2-2-9】 西南女学院大学 SA 業務マニュアル
- 【資料 2-2-10】 学生の出欠状況の把握について（お願い）
- 【資料 2-2-11】 退学願及び休学願の様式
- 【資料 2-2-12】 退学防止のための学科における取り組み状況
- 【資料 2-2-13】 西南女学院大学学則
- 【資料 2-2-14】 西南女学院大学「転学部・転学科規程」
- 【資料 2-2-15】 2022 年度オリエンテーション日程
- 【資料 2-2-16】 電子掲示板での状況報告

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 情報科目系における SA（StudentAssistant）について、2021 年度に作成した「西南女学院大学 SA 業務マニュアル（確認事項）」の記載内容をわかりやすくし、学生が応募しやすいものを目指したい。授業を受けている学生、SA を務めている学生の双方が満足できるような体制をつくりたい。
- ・ ピアサポートについて、支援される学生と同じ立場の学生が教職員の指導を受けながら仲間を支援する活動に従事し、支援される側の学生とともに学び合い成長し合う仕組みとなるよう、ピアサポーターに対する研修の充実と、自主活動グループ「StepUp」を含め、ピアサポートプログラム間の連携を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア インターンシップについて【大学のみ】

インターンシップを年 2 回、夏季・春季に実施している。北九州商工会議所、九州インターンシップ推進協議会、山口県インターンシップ推進協議会に登録のある企業に就職課を通じて応募する。説明会を複数回実施し、関連する事務処理を就職課で行っている。インターンシップに参加することで、社会人基礎力、コミュニケーション能力の醸成を図っている。人文学部、保健福祉学部に対して学年を問わず実施し、インターンシップに関連するエントリーシート、自己 PR などは学生の求めに応じて、添削等の支援を行っている。参加前に事前研修（マナー講座含む）を実施、インターンシップ終了後は報告会を開催し、学生相互評価の上、企業情報等を共有できる環境を整えている。【資料 2-3-1】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制について

専任の事務職員 4 名で構成する就職課が進路支援・就職支援を担当している。また、各学科から選出された教員による就職委員会を設置して、教員及び事務職員が協働して、きめ細やかな支援活動を行える体制を整えている。【資料 2-3-2】

就職に関するエントリーシート・履歴書添削を含めた個別の相談・助言・指導等は、課員全員が全学科に対応し、個々の学生の状況把握に努め、適宜、教員と情報を共有している。また、学生からの申し込みに応じて模擬面接を実施し、指導・助言を行っている。【資料 2-3-3】

求人情報、セミナー案内、説明会案内、個別企業のインターンシップ情報などについては、就職課クラスルームに情報を掲載し、学生は最新情報を得ることができている。【資料 2-3-4】

3 年生に卒業年度まで利用できるスケジュールダイアリー付「就職活動ハンドブック」を配布している。就職活動時に活用できる内容を掲載し、学生必携となっている。配布時に就職ガイダンスを開催し、就職活動準備から就職試験受験までの全工程について説明し適切な準備、行動、考え方等を説明している。【資料 2-3-5】

就職活動開始時に対象学年学生に「進路登録カード」を提出させるが、事前予約の上それぞれの学生と就職課スタッフが対面で面談することで、学生個々の就職支援に活かしている。面談内容等は一覧表、進路登録カードに記録し情報共有に努めている。【資料 2-3-6】

【大学】

就職支援行事として、就職ガイダンスは 3 年生の 5 月から開始し、初期段階は 3 年次に参加するインターンシップ企業にフォーカスし、就職意識の向上に重点を置く内容としている。また、2022 年度から、人文学部 2 学科を分けて就職セミナーを前期 5 回、後期には本格的な就職試験対策として、自己分析、エントリーシート対策、企業・業界研究、筆記試験対策、面接対策、グループディスカッション対策を実施し、効果をあげている。学生は、希望する業種や職種別に就職活動の取り組み方や流れを理解する。【資料 2-3-7】

有料公務員試験対策講座を実施し、希望者に開講している。対面授業とオンライン・オンデマンド授業を実施することで、参加しやすい工夫を心掛けている。【資料 2-3-8】

「学内合同企業説明会」を開催している。実施にあたり、学生スタッフをボランティアとして募集し、スタッフミーティングを説明会実施までほぼ毎週開催。学生スタッフは該当学年にアンケート調査し、希望企業、希望業界を踏まえて、企業に直接電話して内容説明をし、同意を得た企業を合同説明会に招く。学生スタッフ 1 名に担当企業 1 社として開催することで、学生スタッフのスキルアップ、同時に就職活動を前にした多くの学生に学内で直接企業に出会う場を提供できている。コロナ禍で 2 年間オンライン開催となったが、今年度は対面で開催する。【資料 2-3-9】

北九州市の中小企業を中心に、福岡県内、山口県等の企業を訪問し、企業との関係の強化、新規求人の開拓につとめている。採用担当者と大学就職担当者の情報交換会に積極的に参加し、情報収集に努めている。来校の上、求人を提供する企業も多く、採用担当者からの情報をわかりやすく、細やかに学生に伝えるよう注力している。企業からの情報は、学生の就職支援・指導に役立てている。【資料 2-3-10】

障がいのある学生に対して、マナー講座や職場実習などに参加するように促している。また、外部関係機関への求職登録や就職相談会に参加する場合には、職員が同行するなどの支援を行っている。【資料 2-3-11】

2020 年度より観光文化学科 2 年必修授業「キャリアデザイン論 I」の中で、北九州市に

拠点のある企業を「社会人交流会」に招き、企業所属の社会人からリアル情報を聞き、グループごとに社会人に質問する内容を履修者全員に経験させた。2021年度は20社に参加いただき、学生は会社・業界について学んだ。グループワーク、プレゼンテーション等の就職試験必須スキルを体験したことで、スムーズな就職活動につながる経験となった。課題と感じていた低学年学生の就職意識の醸成につながる効果を得た。【資料 2-3-12】

【短期大学部】

就職支援行事として、年2回北九州市内に勤務する幼稚園教諭・保育士と学生による座談会を開催している。現場で働く幼稚園教諭・保育士からリアルな話を聞くことで、今後の就職活動や自主実習の在り方について、方向性を決めるきっかけとなっている。【資料 2-3-13】

幼稚園教諭及び保育士を養成する保育科は、実習関連科目を多く配置しているため、インターンシップ制度はないが、「キャリア形成支援」の科目を配置し、地域社会が求める自立した女性を目指すための基本を学ぶこととしている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 インターンシップ関係資料一覧
- 【資料 2-3-2】 就職委員会議事録
- 【資料 2-3-3】 模擬面接一覧
- 【資料 2-3-4】 クラスルーム情報掲示一覧
- 【資料 2-3-5】 就活手帳
- 【資料 2-3-6】 進路登録カード・面談記録一覧
- 【資料 2-3-7】 ガイダンス配布資料一覧
- 【資料 2-3-8】 公務員対策講座資料一覧
- 【資料 2-3-9】 学内合説企業説明会
- 【資料 2-3-10】 面談一覧
- 【資料 2-3-11】 障害のある学生のための就職情報
- 【資料 2-3-12】 社会人交流会ファイル
- 【資料 2-3-13】 教育懇談会・保育士座談会

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も、本学の学生が就職先として目を向けるべき中小企業への訪問を充実させ、さらに開拓を進める。
- ・ 「社会人交流会」を英語学科でも実施する。
- ・ インターンシップ前・後の学生指導に関して、担当教員と就職課がともに考える場を設けることで、さらなる向上を図る。
- ・ 地元北九州市への就職者を増やすことを強化する。
- ・ 就職ガイダンスに積極的に学生が参加するしくみを構築する。
- ・ 就職に関する「学生総合支援室」との連携は卒業年を中心に実施しているが、低学年からの支援を検討する。個々の学生にあった支援体制を整備する。また、外部関係機

関と連携・協力を強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-①学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 学生サービス、厚生補導のための組織について

学生生活の安定のための支援は、主に学生委員会とそれを所管する学生課が担っている。学生委員会は、学生部長を委員長とし各学科から選出された教員 6 名と学生課長から組織され、学生の学業・生活指導、課外活動、奨学金等、厚生施設・厚生事業、保健管理等に関する事項について審議している。学生課には課長職を含め 5 名の事務職員が配置され、学生委員会のほかにキャンパス・ハラスメント防止・対策委員会、学生個人情報保護委員会、国際交流委員会、宗教委員会の事務を掌理している。【資料 2-4-1】

保健室については、看護師・保健師資格を有する職員 1 名が、病気やけがの応急処置や休養、病院の紹介等のほか、心身の健康や性に関する相談にも応じている。2021 年度の利用状況は入構制限により少なかったものの、COVID-19 対策班の方針のもと、新型コロナウイルス感染症に関する相談・連絡窓口として、予防啓発のほか陽性者・濃厚接触者の行動歴調査や自宅待機中の健康観察等に従事している。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

専門的な学生相談・支援にあたる組織として、障害学生支援窓口を併設する学生総合支援室がある。看護学科教授（小児科医）を室長とし、カウンセラー（臨床心理士）、キャンパスソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）各 1 名が必要に応じて関係部署や非常勤スーパーバイザー（精神科医）、学外の専門機関と連携しながら、年々多様化・複雑化する学生からの相談に対面・オンラインの両方で応じている。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

イ 学生に対する経済的支援について

本学独自の主な奨学金制度として、入試と連動した「特別奨学生制度」「特待生制度」と在学学生を対象とした「一般奨学生制度」がある。また、コロナ禍により経済的に困窮した学生に対する支援策として、従来から実施している学納金の延納・分納のほか、1) 日本学生支援機構給付奨学金（予約採用）採用候補者対象の入学時納入金（入学金・前期学納金）の納入猶予、2) 日本学生支援機構貸与・給付奨学金（予約採用）採用候補者を対象とした奨学金の交付早期化に取り組んでいる。

【大学】

1) は進学前にまとまった資金を用意することができない採用候補者に配慮したもので、高等教育修学支援制度がスタートした 2020 年度から実施し、2020 年度は 30 名（当該年度に入学した給付奨学金の採用候補者に対する利用率 62.5%）、2021 年度は 15 名（同 28.8%）、2022 年度は 12 名（同 30.8%）の新入生が利用している。

2) は入学前に進学先への提出書類を受けつけることにより、入学月の 4 月から奨学金の振込みを開始することを容易にするもので、書類不備等により一定数は 5 月にずれ込むものの、2021 年度は採用候補者の 88.0%、2022 年度は 83.3%が交付早期化を実現している。

【短期大学部】

1) は進学前にまとまった資金を用意することができない採用候補者に配慮したもので、高等教育修学支援制度がスタートした 2020 年度から実施し、2020 年度は 4 名（当該年度に入学した給付奨学金の採用候補者に対する利用率 57.1%）、2021 年度は 1 名（同 20.0%）、2022 年度は 3 名（同 30.0%）の新入生が利用している。

2) は入学前に進学先への提出書類を受けつけることにより、入学月の 4 月から奨学金の振込みを開始することを容易にするもので、書類不備等により一定数は 5 月にずれ込むものの、2021 年度は採用候補者の 72.7%、2022 年度は 94.7%が交付早期化を実現している。

ウ 学生の課外活動への支援について

サークル活動については、学友会傘下の部・愛好会 43 団体と公認学生団体 4 団体の 47 団体あるが、コロナ禍で日常的な活動はおろか新入部員の獲得もできず存続の危機が危ぶまれる団体が少なからず見受けられたことから、課外活動の行動指針を定め、2020 年度後期以降は感染防止の取組みが十分に実施できると認められた学生団体については活動再開を許可している。現在までに指定強化サークルはじめ〇つの団体が段階別行動計画表に沿って課外活動に従事している。また、2021 年 10 月には 2 年ぶりに大学祭を開催し、来場者を学内関係者に限定して屋内ステージプログラムを中心にキッチンカーによる食品販売や展示等の催しを行った。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

これらの活動に対しては、体育館・テニスコート・部室等の使用を認める施設・設備面での支援のほか、サークル運営費補助等の経済的支援、サークル顧問（専任教職員）の活動支援・指導等により学友会活動の活性化を図るほか、外部から指導員を招き、活動の充実を図っているサークルに対しては指導員謝礼金の補助も行っている。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】

また、ボランティア活動については、大学に依頼のあったものの中から精査した募集案内を福祉学科ボランティア相談室や学生課に掲示し、学生の参加を促している。

エ 海外留学支援について【大学のみ】

本学では、「学生の海外渡航等に係る判断基準」により、外務省が発出する感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上の国・地域への渡航は延期または中止を基本方針としているが、2022 年度より新型コロナウイルス感染症の流行下においては、別途定める要件をすべて満たした場合に限り、レベル 2 やレベル 3（渡航は止めてください）の国・地域への渡航についても妨げないものとしている。

この取扱いは、学生及び保証人が感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）やレベル 3（渡航は止めてください）の国・地域への渡航に伴うリスクを理解し

たうえで、渡航先で学生本人が感染した場合や再流行した場合等にも適切な行動をとることができるよう、アドバイザー等の指導を受けながら情報収集をはじめ必要な準備を行うことを所定様式により誓約させるものである。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

コロナ禍の海外留学支援において中心的役割を担うのはアドバイザーであり、出発前には「海外安全対策ガイドブック」を活用しながら 1) 渡航先の国・地域及び日本が定める防疫措置（PCR 検査、自己隔離の有無やその期間、マスク着用などの感染予防措置）に関する規則等、2) 渡航先の国・地域の最新の感染状況、感染防止策、医療体制、3) 海外協定校の感染予防体制、帰国ルート、4) 渡航先において感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者に指定された場合または感染した場合に、現地でとるべき行動等の把握状況を確認するほか、渡航中も学生及び協定校関係者等と連絡を取り合って、学修支援はもとより安全確認に努めている。【資料 2-4-14】

また、経済的支援としては、前出の「表 2-4-1 学生に対する本学独自の経済的支援の概要」に記載のとおり、前年度 GPA（単年度）が 3.0 以上の者を対象に留学期間中の本学授業料の 75%、実験実習料、施設充実費の 100%を免除している。【資料 2-4-15】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】 学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 保健室規程
- 【資料 2-4-3】 2021 年度保健室利用状況
- 【資料 2-4-4】 学生総合支援室規程
- 【資料 2-4-5】 2021 年度学生総合支援室利用状況
- 【資料 2-4-6】 2021 年度学生総合支援室利用案内
- 【資料 2-4-7】 課外活動の行動指針
- 【資料 2-4-8】 活動再開に係る掲出文書
- 【資料 2-4-9】 2021 年度大学祭の開催案内
- 【資料 2-4-10】 サークル活動の手引き（2021 年度版）
- 【資料 2-4-11】 2021 年度サークル別決算額一覧表
- 【資料 2-4-12】 学生の海外渡航等に係る判断基準について
- 【資料 2-4-13】 新型コロナウイルス感染症の流行下における学生の海外渡航に係る取扱いについて
- 【資料 2-4-14】 海外安全対策ガイドブック 2022
- 【資料 2-4-15】 2021 キャンパスライフ 46～49 頁

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ スーパーバイザーの効果的な活用を促進するために、教職員を対象に、対応に苦慮する事例についてコンサルテーションを行い、学生支援能力を高める研修を実施する。
- ・ 対応困難な問題が生じた場合に、学生の権利に配慮しながら、可能な限り相互に情報を共有し、関係教職員が協力して当該学生を引き続き支援する体制を強化する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、北九州市の中心部小倉北区の街並みを展望できる高台に位置し JR 小倉駅・戸畑駅よりバスで約 20 分圏内の市街地にありながら、四季折々の表情をも楽しむことができる緑豊かな教育環境を有している。

キャンパスの各所には、建学の精神や歴史を象徴する書やプレート、月間聖句が掲げられ、毎年 12 月には正門にクリスマスツリーを模したイルミネーションが設営されるなど、キリスト教に基づく女子教育機関として相応しい雰囲気が守られている。

併設短期大学部と共用する校地（81,980 m²）及び校舎 12 棟（延べ床面積 34,547 m²）は大学設置基準を満たしている。教育目的の達成のため、校地、運動場（4,028 m²）、校舎、図書館、体育館 2 棟（延べ床面積 3,990 m²）、情報処理演習室等の施設設備を適切に整備し、適切な管理のもとで教育研究・各種行事・課外活動等のために運営している。

12 棟の校舎には、400 名を収容できる大講義室をはじめ、計 106 室の講義室、演習室、実験・実習室を配置している。一部の講義室、演習室には ICT（情報通信技術）教育に対応できる電子黒板やアクティブラーニング設備を整備し、学生の能動的学修を支援している。さらに一部の看護学実習室には室内カメラ及びモニター等の機器を設置するなど、専門技術を修得できる環境を整備している。【資料 2-5-1】

安全で快適な教育環境を提供するために、建築物環境衛生管理基準に基づく換気、照明、採光、空調の管理をはじめ、日常清掃に加えた樹木・植栽・緑地部の手入れ、床面の洗浄ワックス塗布、ガラス清掃等を定期的実施している。電気、ガス、給排水、消防設備、エレベーター、自動ドアについても、法令を遵守しつつ適切に管理している。

快適な学生生活を送るための施設等として、7 号館 1 階に談話室・食堂を整備し、3 号館 1 階に大学生協が運営する売店を設置している。その他、学内に適宜、椅子やテーブルを配置するなどして、授業時間外の学生の居場所に配慮している。

安全面については、本学が通常の講義や実習等で使用している建物は、耐震補強改修工事を実施した建物を含めて全ての建物が耐震性能を有している。また、建物の非構造部材の耐震対策においても専門家による調査結果を基に補強改修を計画中である。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

ア 図書館について

附属図書館は、大学と短期大学の共用図書館であり、開館時間は学期中の平日は 8 時 45 分から 20 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 16 時 30 分までとなっている。学生閲覧室の座席数は 300 席だが、現在は、新型コロナウイルス感染防止のため、使用可能な座席を 50

席とし、申込制で消毒した座席を提供している。2022 年 3 月 31 日現在で、蔵書数 264,701 冊、視聴覚資料 735 点、学術雑誌タイトル数 304 種を有している。館内には、閲覧室の他に情報検索コーナーを設置し、学生の学修環境の整備を行っている。また、館内に可動式のパーテーションによって最大で 3 つの空間に仕切ることができるラーニング・コモンズ・スペースを設置し、可動式の机、椅子、ホワイトボードを配置し、学生の自主的な学習やディスカッションやプレゼンテーションなどのグループ学習ができるよう整備している。ただし、現在は新型コロナウイルス感染防止のため、パーテーションで区切らず 1 室での利用とし、図書館の資料を利用するゼミや少人数の授業等で教員立会いの下での利用としている。学生の学修を支援するために、教員選定による指定図書を 1 階の「指定図書コーナー」に学科・教員別に配置している。指定図書の整備にあたっては、毎年度、図書館から全教員に対して選定を依頼し、常に最新の資料を学生に提供できるようにしている。2022 年 5 月 1 日現在の指定図書は教員 60 人（大学 53 人、短大 7 人）、総冊数 5,570 冊であり、所蔵総冊数の 2.1%を占めている。2021 年度における指定図書の年間貸出総冊数は 3,084 冊（貸出総冊数の 25.5%）であり、指定図書制度は授業とその前後の自学自習を支援するシステムとして有効に機能している。【表 2-11】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

図書館は、全館バリアフリーである。車椅子で利用できる閲覧用の机も備え付けている。

【大学】

図書館の利用については、1 年生には入学式の翌日から行われる新入生オリエンテーションや 1 年次の初年次セミナーや 3・4 年次のゼミなどでの資料検索ガイダンスを論文レポートの書き方と併せ、教員からの要請で授業に組みこまれた形で実施している。2021 年度の学科・授業・ゼミ関連のガイダンス実績は 6 件 7 回である。【資料 2-5-6】

【短期大学部】

図書館の利用については、1 年生には入学式の翌日から行われる新入生オリエンテーションを実施している。また、認定絵本士養成課程の授業において、図書館職員が内部講師となり、絵本の探し方をテーマとして、図書の検索実習や記録の取り方、資料の紹介等を行った。【資料 2-5-7】

2019 年度まではこの他に図書館独自の企画として論文レポートの書き方の DVD 上映会や学生の要望に合わせオーダーメイドでのガイダンスを実施していたが、2020 年度、2021 年度はほとんどがオンライン授業であったこと、対面授業が行われていた期間も新型コロナウイルス感染防止のため休止している。

イ ICT 環境について

ICT 環境として 4 室のパソコン室に合計 328 台のパソコンを整備している。これらの部屋で稼働するパソコンの OS には、3 室には Windows10、1 室には MacOS を採用しており、学生が様々なシステムに触れる機会を提供している。

学内 LAN 上には、無線 LAN が整備され、学生は、個人で所有するパソコンやスマートフォンを自由に接続することができる。無線 LAN は、食堂や自主学修のための演習室に

加え、4号館から8号館の全ての教室に展開されている。

ICT環境の活用を促進するための学修システムの基盤には、GoogleWorkspaceを採用し、主にメールシステム「Gmail」、授業管理システム「Classroom」、ビデオ会議システム「Meet」により、遠隔授業の実施だけでなく、対面授業のなかでも教育効果と学修環境の向上を図るために活用している。

これらのICT環境の利用にあたっては、学内LANの利用、情報処理演習室の利用、情報倫理についての研修を受講することが義務付けられており、最低限のリテラシーを身につけた状態で利用できる環境を整えている。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学校地は丘陵地に位置するものの、手続きを経て自動車で校内に入れば、いずれの校舎出入口にも接近でき、それぞれにスロープ通路及び手摺を設置しているため、身障者がある程度の範囲まで移動することは可能である。

また、校地及び校舎には、保安のための夜間照明や非常呼び出しボタンを備えた身障者用トイレ、校舎出入口のスロープ通路、手摺、エレベーター操作盤の点字シートを設置して、身障者及び高齢者の利便性に配慮している。さらに、貸出用車いすやAEDを要所に配備し、緊急時に備えている。

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、2021年度は、大学、大学助産別科、短期大学部と以下の表のとおりである。科目によっては、履修登録者数のアンバランスが生じやすいが、平均人数から見ると適切な管理をしていると自己評価する。

【表 2-5-1】大学全体「2021 年度授業形態別のクラスサイズ」

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備考
講義	363 科目	17,518 人	48.3 人	・ 2021 年度終了時の人数及び状況。 ・ 同時開講科目は 1 科目（1 クラス）として計算。
演習	403 科目	9,851 人	24.4 人	
実験・実習	50 科目	2,274 人	45.5 人	
計	816 科目	29,643 人	36.3 人	

【表 2-5-2】助産別科「2021 年度授業形態別のクラスサイズ」

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備考
講義	9 科目	144 人	16.0 人	・ 2021 年度終了時の人数及び状況。 ・ 同時開講科目は 1 科目（1 クラス）として計算。
演習	10 科目	160 人	16.0 人	
実験・実習	4 科目	64 人	16.0 人	
計	23 科目	368 人	16.0 人	

【表 2-5-3】短期大学部「2021 年度授業形態別のクラスサイズ」

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備考
講義	52 科目	1,290 人	24.8 人	・ 2021 年度終了時の人数及び状況。 ・ 同時開講科目は 1 科目（1 クラス） として計算。
演習	96 科目	2,214 人	23.1 人	
実権・実習	8 科目	421 人	52.6 人	
計	156 科目	3,925 人	25.2 人	

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】校地・校舎の概要図

【資料 2-5-2】附属図書館利用内規

【資料 2-5-3】附属図書館の基本情報に関する書類

【資料 2-5-4】ラーニング・コモンズ・スペースについて

【資料 2-6-5】令和 3（2021）年度指定図書関連資料

【資料 2-6-6】【大学】令和 3（2021）年度図書館ガイダンスに関する資料

【資料 2-6-7】【短大】令和 3（2021）年度図書館オリエンテーション等に関する資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 各講義室で、無線 Wi-Fi を活用でき、学生の学修に役立つ講義室、教室を整備したい。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 学生の意見・要望等をくみ上げる継続的な取り組みとして、毎年 12 月に「学生生活に関する実態調査」を実施している。2021 年度より、従来の学修行動や学修時間の把握に加え、メンタル面や経済面をはじめとする学修支援体制および学修環境に対する満足度調査項目を大幅に充実化して各設問に自由記述欄を設けたことによって、学生の意見・要望をより具体的に把握することができるようになった。集計結果は公式ウェブサイト公表するとともに、報告書は全教員及び全部署に配付しており、教育方法の改善や学生サービスの改善・向上のための参考材料としている。【資料 2-6-1】

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 学生のメンタルヘルスの実態を把握するための取り組みとして、毎年、新入生を対象に

健康調査 (University Personality Inventory) を実施している。身体的訴え・うつ傾向・対人面での不安等の各自覚症状の得点の総和が 56 点中 30 点以上、ハイリスクが疑われる特定項目該当者及び相談したいことについて記述のあった学生に連絡し、近況を確認のうえ学生総合支援室への来談勧奨を行っている。これら個々の学生の状況や問題に係る情報等は、学生総合支援室長を議長とする学生総合支援室運営連絡協議会において、学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学科長、別科長、教務課長、学生課長及び就職課長と共有されている。【資料 2-6-2】

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 多くの学生の意見・要望を踏まえ、これまでにトイレ回りを中心に、和便器からの洋便器への変更や擬音装置、洗浄便座、ハンドドライヤー、姿見、パウダーコーナーの設置、また、衛生面から手洗い水栓の自動化や出入口扉の内開きから外開きへの変更を行っている。以上の改修工事は主に学生や来客の使用頻度が高い 6 号館 2 階、7 号館、第一体育館において実施した。今後も使用頻度や劣化度を考慮して 6 号館や図書館のトイレを同様に改修する予定である。
- ・ このほか、教務課・学生課・就職課に「意見箱」を設置し、日頃困っていることや不便に感じていることなどを受けつけている。意見用紙は原則記名式とし、必要に応じて投書者とヒアリングを実施し詳細を確認している。各課は週 1 回程度投書状況をチェックし、意見・要望への対応は管轄する学科・部署等の責任者が主体となって検討のうえ当該投書者に回答している。【資料 2-6-3】
- ・ 「学生生活に関する実態調査」と「意見箱」以外にも授業評価アンケート、アドバイザー面談やオフィスアワー利用時に寄せられた学生の意見・要望等は、その重要度・需要度・緊急度等に応じて関係の審議機関や部署にて協議・検討を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】「2021 年度学生生活に関する実態調査」調査結果報告書

【資料 2-6-2】2021 年度第 3 回学生総合支援室運営連絡協議会議事録

【資料 2-6-3】意見箱ポスター

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして毎年 12 月に実施している「学生生活に関する実態調査」については、これまでも調査対象や設問項目等の見直しを重ねてきたが、2021 年度には「学修支援」「学生生活支援」「キャリア支援」「施設・設備」に対する満足度を把握するための設問と自由記述欄を大幅に充実させ、調査対象も全学生としている。
- ・ 学生の居場所づくりや無線 LAN エリアの拡張、女子トイレの洋式化など、多くの改善事例があることから、「学生生活に関する実態調査」や常設の「意見箱」、各相談窓口等でくみ上げられた学生の意見・要望を的確に把握し、改善に向けて活用していく PDCA サイクルが有効に機能していると判断できる。今後も引き続き、学生の視点から

大学が提供する様々な支援の在り方や学修環境を継続的に見直すとともに、学生の意見・要望に対して大学がどのように対応したかについて、学生やその保護者をはじめとするステークホルダーに広く発信することも検討していく。

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これに沿って、全学協働体制で公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施している。過去 5 年間では、学科によって多少ばらつきはあるものの、大学全体の収容定員充足率は 0.82～0.97 と概ね良好な水準で推移しており、在籍学生を適切に確保している。

学修支援については、障害のある学生に対する支援を含め、教職協働による全学的な支援体制を整備するとともに、オフィスアワー制度の全学的に実施している。情報系科目における SA (Student Assistant) の活用については、コロナ禍により一時中断していたが、対面授業の全面実施を機に希望者を募って再開する予定である。中途退学・休学及び留年への取組みに関しては、アドバイザーが担当学生やその保護者への対応経過を記録することで、学科単位での退学や休学に至った原因分析及び改善方策の検討が可能となっている。

キャリア支援については、インターンシップを年 2 回実施し、社会人基礎力やコミュニケーション能力の醸成を図るとともに、就職課と各学科から選出された就職委員が協働して、就職・進学に対する相談・助言を組織的に行う体制を確立している。

学生サービスについては、学生課、保健室、学生総合支援室を設置し、各学科と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心的支援・生活相談も含めた組織的な学生支援を行っている。学生課では、奨学金などの経済的な支援やサークルやボランティアなどの課外活動のほか、海外留学、外国人留学生に対する支援を行っている。

学修環境の整備については、大学設置基準などの各種法令に則り、バリアフリーにも配慮した施設・設備を整備している。緑豊かで快適な学修環境を整備し、図書館や ICT 対応設備・施設も含め、有効活用されている。授業を行う学生数に関しては、科目間で多少のばらつきはあるものの、総じて適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援・学生生活支援・学修環境・キャリア支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学生生活に関する実態調査」「意見箱」のほか、アドバイザー制度や各支援窓口による人的支援体制を整備し、改善に反映している。

以上のとおり、本学は、学生の成長を促し、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるために必要な組織的環境を整備していることから、基準 2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学学則第2条、短期大学部学則第2条に明示している教育目的に基づき、大学、各学部、各学科、別科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。策定されたディプロマ・ポリシーは、本学公式ウェブサイト、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

（単位認定基準）

単位認定基準は、成績評価として「西南女学院大学学則」第28条及び「西南女学院大学履修規程」第11条、「西南女学院大学助産別科履修規程」第8条、「西南女学院大学短期大学部学則」第13条、「西南女学院大学短期大学部」履修規程第6条に定められ、厳正に適用されている。

単位認定については、授業の出席（実質開講回数3分の2以上）を前提に、評価方法は試験・小テスト・レポート・発表・レポート以外の提出分等の成績によるものとしている。なお、単位認定に必要な科目毎の到達目標及び成績評価基準は、ディプロマ・ポリシーとの関連を含めシラバスに明記している。シラバスは成績評価について「達成度評価」として、知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現の観点別評価の割合や評価方法（試験やレポートなどの評価の割合）を示している。

各授業の成績は、「100点を満点とし、90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可とし、60点未満を不可としている。これらの評価基準については、大学、助産別科、短期大学部の本学公式ウェブサイト（シラバス公開も含み）、キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）、各履修規程に明示している。

（進級基準）

本学では進級基準は設けていないが、「西南女学院大学学則」第28条、「西南女学院大学短期大学部学則」第13条に基づく「秀」「優」「良」「可」「不可」による5段階の成績評価に加えて、GPA（Grade Point Average）制度を導入している。GPAの提示方法は、①通算 GPA として入学時から現在の学期までの成績評価を受けた授業科目分の GPA を「WEBサービス学生支援システム」内の個人成績表で開示する方法。②学科、学年別の通算 GPA

(短期大学部は半期ごと分も)として「WEB サービス学生支援システム」で度数分布を掲示する2つの方法がある。

学生は自己の到達目標をGPAという具体的数値で知ることができ、それが「学習意欲の高揚」や「自己責任」「自己管理」能力を養うことにつながっている。また、安易な履修登録による授業科目の途中放棄を防ぐことができる。さらにGPAを厳格な成績基準として用いることで、学生一人ひとりの学修状態に応じたきめ細かい学修支援も可能となっている。

(卒業認定基準、修了認定基準)

「西南女学院大学学則」第36条、「西南女学院大学助産別科規程」第19条、「西南女学院大学短期大学部学則」第10条に卒業要件を記載し、キャンパスライフ(学生生活ガイドブック)にも掲載、周知している。

卒業に必要な単位数は、保健福祉学部 看護学科124単位以上、福祉学科124単位以上、栄養学科124単位以上、人文学部 英語学科124単位以上、観光文化学科124単位以上、短期大学部保育科62単位以上、修了に必要な単位数は、大学助産別科が、34単位以上である。

このように、本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定めている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了要件基準の厳正な適用

本学では、単位認定基準としては、次のように策定し、キャンパスライフ(学生生活ガイドブック)で周知している。

成績評価と評価基準

成績評価	評価基準
秀(90点以上)	具体的な達成の目安の「理想的レベル」に達し、きわめて優秀な成果をおさめている。
優(90点未満、80点以上)	具体的な達成の目安の「理想的レベル」に達している。
良(80点未満、70点以上)	具体的な達成の目安の「標準的レベル」に達している。
可(70点未満、60点以上)	具体的な達成の目安の「標準的レベル」に最低限達している。
不可(60点未満)	具体的な達成の目安の「標準的なレベル」に達していない。

成績評価とGPの関係

成績(P:素点)	成績評価	GP
100~90	秀	5.0~4.0
89~80	優	3.9~3.0
79~70	良	2.9~2.0
69~60	可	1.9~1.0
60点未満または放	不可	0

棄		
---	--	--

学生には、GP の算出、GPA 算出の方法もキャンパスライフ（学生生活ガイドブック）で周知している。

単位認定には、授業への出席（実質開講回数 3 分の 2 以上）を前提とし、評価方法は、試験・小テスト・レポート・発表レポート・以外の提出物等の成績によるものとし、学生に周知し、成績評価基準は、シラバスに記載されている「標準レベル」「理想的レベル」を基に定められており、ディプロマ・ポリシーと関連させ、シラバスに評価方法を示している。

また、大学及び短期大学部「履修規程」や「助産別科履修規程」に「成績評価に対する照会」「成績評価に対する申し立て手続き」を規定し、その手順をキャンパスライフ（学生生活ガイドブック）に掲載し、成績評価の厳正さを図っている。

本学には進級基準は無いが、これらのように単位認定基準を明らかにし、厳正を図り、学生に GPA という具体的な数値を示すことで、「学習意欲の高揚」「自己責任」「自己管理」力の養成につなげている。

卒業認定基準や修了要件基準については、成績確定後、各学科の教育課程において、指定した必修科目や選択必修科目、選択科目の単位を満たしているか、判定資料を基に教務委員会で精査し、卒業、修了認定にあたっては、単位数について、各学部、別科ごとに全教員が確認し、教授会で判定している。

以上のようにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は厳正に適用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準の厳密な適用を図っていく。特に単位認定基準については、授業シラバスに個々の科目の到達目標をより明確な表現で示し、厳密で公平な評価を行えるよう進めていく。単位未認定者を極力減少させるため、成績下位の学生に対し、きめ細かい指導（下位の学年からの注意喚起と生活改善などの助言）を行い、留年者を減少させたい。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では大学、各学部、各学科、別科では、それぞれのディプロマ・ポリシーと一貫性を持ち、ディプロマ・ポリシーで掲げている人材へ成長させるための教育課程編成及び実施に関する方針を定めたカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーには、教育課程の構成、教育課程の中の領域でどのような人材へ成長させるかを記載している。

それらに沿って授業を実施することで、適切に運用が行われている。カリキュラム・ポリシーは、本学公式ウェブサイトやキャンパスライフ（学生生活ガイドブック）で周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、カリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるように体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確にわかるようにカリキュラムマップを作成している。シラバスに関しては、該当科目には、到達目標にどのディプロマ・ポリシーが関連するのかを明記している。

これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生の周知するとともに理解度の向上に寄与している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるように体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確にわかるようにカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップを作成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にし、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。

授業科目にはナンバリングし、また、教育課程の体系的編成を示したカリキュラムツリーを作成し学修の段階や順序について、教育課程の体系的編成を示している。学生にとっては、自分の学修段階や教育課程全体の編成が把握でき、学生が履修登録の際の一助となっている。

また、学生自身が履修している科目の位置づけをより理解できるようにシラバスにナンバリングを明記、シラバスの授業の到達目標や各回の授業内容、予習復習の内容等、単位の実質化を見据えた内容を示し、学生が授業に対する理解度をより深めることができる内容にしている。単位の実質化については、学修時間数の確保だけでなく、学修量を適切に確保できるよう、通年の履修登録単位数の上限（CAP制）を設けており、必要以上に学生の負担が大きくなるように配慮している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学での教養教育は、「真の教養とは単なる博識ではなく、さまざまな知識を活かして自ら考え答えを見つけ出す総合知、またその総合知を用いて他者の理解に努める力です」との考えで大学（助産別科を除く）・短期大学部では、人間存在を深く広く見つめ直すための「総合人間科学」「一般教育科目」をそれぞれに置き、多様な科目を配置し、実施している。「総合人間科学」「一般教育科目」には、次の領域で構成されている。

【キリスト教教育】

建学の精神の基本であるキリスト教を学び、学院の歴史および建学の精神である「感恩奉仕」を展開させることができる素養を身につける。

【初年次教育】

大学教育への移行が円滑に図れるための教育プログラムを実施する。

【女性と健康】

女子大学として女性と健康に焦点をあて、科目を構成する。

【基礎教養】

専門教育の導入である学問領域に触れ、幅広い教養を身につける。

【アカデミックスキル】

外国語の学習により異文化理解とコミュニケーションスキルの基盤を養い、IT活用能力を身につける。

【地域創生】

(大学)

全学的取組として、地域の現実的な課題を解決するために、必要な基本的姿勢と技術を修得する。

(短大)

地域の現実的な課題を解決するために必要な基本的姿勢と技術を修得する。

【キャリア形成支援】

地域社会が求める自立した女性を目指すためのキャリア形成の基本を学び、各学科のキャリア形成発展科目との連動により、実践的態度及び技術修得を目指す。

なお、教養教育の在り方に関する事項、教育課程の編成に関する事項、履修方法に関する事項、その他教養教育に関する事項は、教務委員会の下におく小委員会として「教務総合人間科学小委員会（短期大学部も合同）」を置き、「案」が検討され、教務委員会に提案され、各学部教授会で審議がなされ決定する。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした組織的な研修を実施するための実務を「点検評価改善会議 FD 部門」で行っている。「FD 部門」は、議長である教務部長と教務部長が必要と認めた各学部、学科の教員で構成されている。「FD 部門」では、「授業評価アンケート」の質問事項の検討・分析や教授方法の改善を進めるための「FD 研修会」の実施内容について検討している。

本学では、2017年度より、全体 FD 研修会は、年3回、各学科（学部の場合もあり）での FD 研修会を少なくとも2回は実施するようにしている。

2020年度は、コロナの対応のため、実施ができなかったが、2021年度は、テーマを「デジタル社会の大学教育の向上～オンライン教育における特色ある取り組み～」とし、目的は「コロナ禍の中で急速な対応を迫られているオンライン教育について本学の実態を明らかにするとともにオンライン教育の特色を生かした授業とデメリットを補う工夫など本学の教育目的に応じた特色ある教育実践を学科毎に報告する」こととし、オンライ

ンにより3回実施した。第1回は栄養学科、観光文化学科、第2回は看護学科、福祉学科、保育科、英語学科の各学科から教員1名が代表し、遠隔授業にあたって、どのような工夫をしたか、課題は何か等を全教員と情報を共有した。第3回は、外部講師を招き「ポストコロナの教育を見据えて—DX/ICT活用と教育質保証—」と題し、講演をお願いし、ポストコロナの大学教育の質的な向上に向けたオンライン教育の方向性を探ると共に、本学の教育目的を実現させるための方法やアイデアに関する示唆を得て、情報共有を図った。各回ともに出席者は、8割を超えている。

学科FDは、栄養学科を除くその他の学科では、2回ないし、3回の学科（学部）でのFDを実施した。

また、本学では学生による「授業評価アンケート」を実施（一部実習科目を除く）し、その結果により各教員は、授業内容や方法について振り返りを行い、次年度の授業に活かしてもらうため、授業方法の改善方法や改善内容を明確にするため「リフレクションカード」の作成をお願いしている。学生による「授業評価アンケート」の結果は、教務部長が確認、「リフレクションカード」は、各学部長、教務部長が確認及びチェックを行っている。

「授業評価アンケート」、「リフレクションカード」については、誰でも本学公式ウェブサイトを確認することができる。

このように教授方法の工夫・開発と効果的な実施は行われている。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的は、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展との貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」である。社会情勢は日々大きく変化している。教育目的を遂行するためにも全学的教学マネジメントの強化を目標に計画を立案し、教育課程の編成・実施方針、教育プログラムの策定、教授方法の工夫・開発等において、FD・SD活動を通して、教職協働で継続的に改善に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、策定された三つのポリシーを踏まえた各科目における到達目標の設定をシラバスに明記している、また、シラバスの内容については、適正か否については、各学科の学科長、教務委員が点検を実施（教職課程科目は教職課程委員会委員長を加える）し、ダイプリマポリシー、カリキュラム・ポリシーに即した内容が反映されているかなどについ

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

て確認が行われ、ポリシーの水準を維持するように努めている。また、1 学期の GPA が 2.0 未満となった学生に対しては、大学（学科、アドバイザー）より指導を行うこととしている。

本学では、2021 年度より次のように学修成果の評価方針「アセスメント・ポリシー」を策定した。

【大学（助産別科を含む）】

本学における内部質保証制度の一環として、学則第 2 条の 4 に定める西南女学院大学の三つの方針である、「卒業認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」に基づいて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目担当者）の 3 段階で、学修成果等を測定・評価する。

【短期大学部】

本学における内部質保証制度の一環として、学則第 2 条の 3 に定める西南女学院大学の三つの方針である、「卒業認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」に基づいて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目担当者）の 3 段階で、学修成果等を測定・評価する。

また、「アセスメント・ポリシー」に基づき、大学、短期大学部の「アセスメントチェック」表は次のように策定した。2018 年度入学生～2021 年度在学生までの三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検及び評価方法は次のとおりである。

大学、各学科、科目担当者は、「アセスメント・ポリシー」に基づき、「アセスメントチェック」リストに記載の評価方法を活用し、学修成果の点検と改善を実施する。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

【大学・短期大学部アセスメントチェック表】

【大学】

			AP(アドミッション・ポリシー)を満たす人材かどうか	CP(カリキュラム・ポリシー)に則り学修が進められているか	DP(ディプロマ・ポリシー)を満たす人材になったかどうか	備考
			入学直後	在学中	卒業時・卒業後	
機関レベル (大学)				○学年平均GPA ○修得単位数 ○学生の動向(退学・休学・復学) ○学生生活に関する調査	○学位授与数 ○卒業時GPA ○修得単位数 ○資格取得状況 ○資格取得試験結果 ○学生生活に関する調査(4年生) ○就職率及び就職先状況 ○卒業生及び卒業先状況	
教育課程 レベル (学部・学科)	保健福祉学部	看護学科		○学生生活に関する調査 ○授業評価アンケート	○GPA ○看護総合演習・実習評価 ○看護師国家試験 ○保健師国家試験 ○看護教諭一種免許、高一種免許状(看護) ○卒業生及び卒業先に関する調査 ○修得単位数 ○学生生活に関する調査(4年生対象) ○就職率及び就職先状況	
		福祉学科		○授業評価アンケート ○学生生活に関する調査	○相談援助実習評価 + 精神保健福祉援助実習評価 + 農産実習 + 保育士実習 ○社会福祉士国家試験 + 精神保健福祉士国家試験 ○卒業生及び卒業後の関する調査 ○ボランティア活動への参加実績	
		栄養学科		○休学者・退学者数 ○授業評価アンケート ○管理栄養士国家試験業者模擬試験 ○臨地実習評価 ○選択科目(新規開講)の履修者数 ○各種資格受検者数 ・フードスペシャリスト認定試験 ・調理師国家資格 ・介護職員初任者研修受講者	○学生生活に関する調査 ○卒業生に関する調査 ○卒業生及び就職先に関する調査 ○管理栄養士国家試験 + フードスペシャリスト資格取得者数 + 調理師免許取得者数 + 登録販売者資格取得者数 + 介護職員初任者研修資格取得者数 + 栄養教諭一種免許状取得者数	
	人文学部	英語学科		○学生生活に関する調査 ○授業評価アンケート ○各種学科イベントへの参加およびE-Learning英語教材の新着状況 ○アドバイザーによる面談 ○学生動向(退学・数学・復学) ○学年平均GPAおよび修得単位数 ○カリキュラムやシラバスの確認	○卒業論文の評価 ○卒業時GPAおよび修得単位数 ○VELCテスト、TOEIC英検、教員採用試験等の試験結果 ○就職率および就職先情報 ○学生生活に関する(4年生対象)	○メンター制度 ○各種学科イベント OE-learning
		観光文化学科		○学生生活に関する調査 ○授業評価アンケート ○授業計画(シラバス)の点検 ○英語教材作業量の調査と英語多読の達成率調査	○卒業論文の評価 ○資格取得試験結果	
	助産学科			○カリキュラムマップ・ツリー ○授業計画(シラバス) ○科目履修数 ○授業評価アンケート及びリフレクションカード ○学生の動向(退学・休学・復学)	○卒業時GPA (○助産実習評価) ○修得単位数 ○助産師国家試験 受胎調節実地指導員試験 NCP(新生児蘇生法) 資格取得者数 ○就職率及び就職先状況 (○卒業生及び卒業先に関する調査)	○
科目レベル (授業科目担当者)				○授業評価アンケート及びリフレクションシラバス		

【短期大学部】

			AP(アドミッション・ポリシー)を満たす人材かどうか	CP(カリキュラム・ポリシー)に則り学修が進められているか	DP(ディプロマ・ポリシー)を満たす人材になったかどうか	備考
			入学直後	在学中	卒業時・卒業後	
機関レベル (短期大学部)				○学年平均GPA ○修得単位数 ○学生の動向(退学・休学・復学) ○学生生活に関する調査	○学位授与数 ○卒業時GPA ○修得単位数 ○資格取得状況 ○資格取得試験結果 ○学生生活に関する調査(2年生) ○就職率及び就職先状況 ○卒業生及び卒業先状況	
教育課程 レベル (学部・学科)	大学短期大学部	保育科		○授業アンケート ○選択科目履修者数 ○学年平均GPA ○学生生活に関する調査 ○学生の動向(退学・休学・復学)	○修得単位数 ○資格取得状況 ○就職率及び就職先状況	
科目レベル (授業科目担当者)				○授業評価アンケート及びリフレクションシラバス		

このように、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は基準を満たしている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

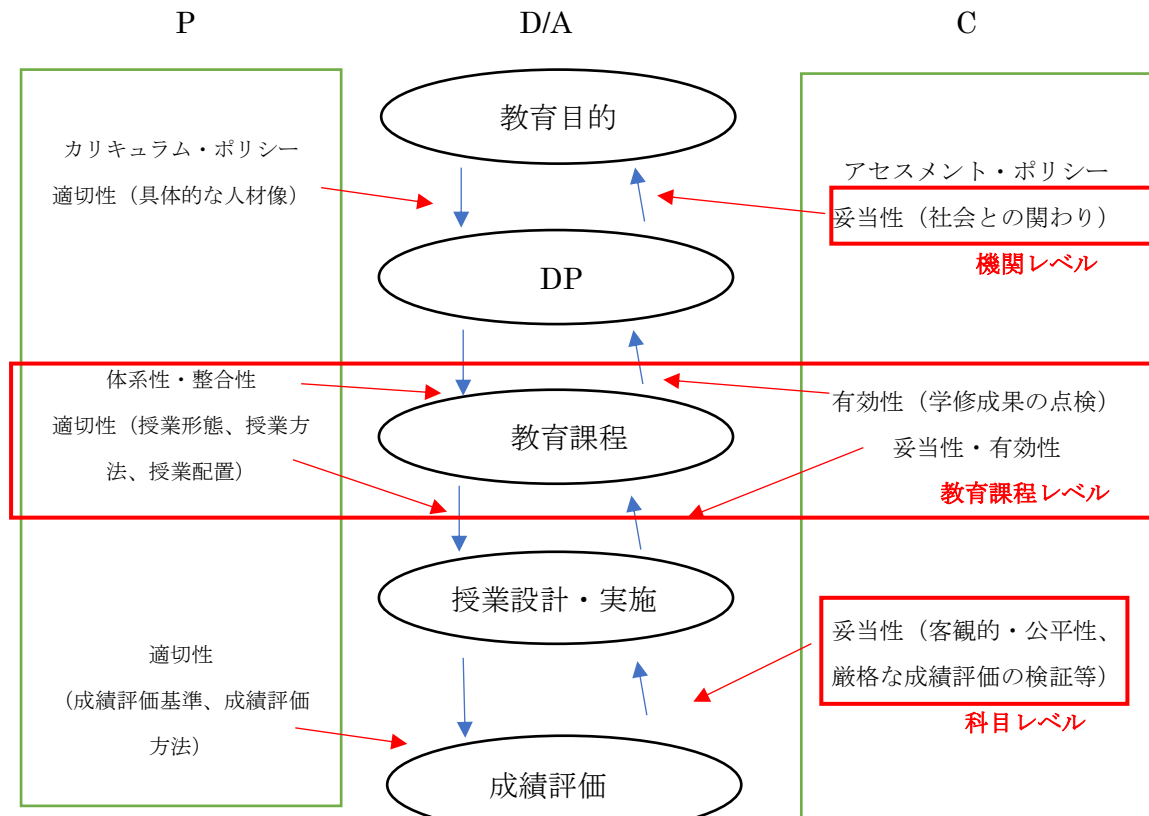
本学では学生による「授業評価アンケート」を実施（一部実習科目を除く）し、その結果により各教員は、授業内容や方法について振り返りを行い、次年度の授業に活かすため、授業方法の改善方法や改善内容を明確にするため「リフレクションカード」の作成を行っている。学生による「授業評価アンケート」の結果は、教務部長が確認、「リフレクションカード」は、各学部長、教務部長が確認及びチェックを行っている。

「授業評価アンケート」、「リフレクションカード」については、誰でも本学公式ウェブサイトを確認することができる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「アセスメント・ポリシー」に基づき、「アセスメントチェック」表が策定され、各学科では、学修成果の点検・評価を実施し、その結果に基づき改善・向上は可能となり、より良い教育内容・方法及び学修指導の改善に繋げていく。

【西南女学院大学・短期大学部 学修成果の点検・評価のイメージ】



〔基準3の自己評価〕

本学では、三つのポリシーを定め、それに基づいた成績評価や授業運営が行われている。成績評価、卒業、修了判定についても三つのポリシーを踏まえ、学則に基づいた学内規則等に準じて厳格に運用されている。シラバスについても各学科長、教務委員がチェックし、質的確保に努めている。また、カリキュラム編成についても各学科が検討した方針について、大学教学マネジメント検討会でその方針について検討がなされ、方針が承認されたら、各学科がカリキュラムを作成し、教務委員会、教授会と審議決定される。授業方法の改善は、学生による「授業評価アンケート」の結果を基に各科目担当者は、改善策等を明らかにするために「リフレクションカード」を作成している。FD研修会では、授業方法の工夫・開発にも努めている。

以上を踏まえ、基準3は要件を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の学長は、併設短期大学である西南女学院大学短期大学部の学長を兼任している。学長は、「学長候補者選考規程」第3条に基づき、学内・外に適任者を求めたうえで選任され、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」により、教育・研究に関する業務を理事会から委任されている。「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第3条に「校務をつかさどり、職員を統督する」と定めて、校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。【資料4-】【資料4-】

「西南女学院大学学則」第5条（「西南女学院大学短期大学部学則」第47条）に基づき、全学的な重要事項を審議するため、「大学評議会」を設置している。大学評議会は、学長、副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長をもって組織する。大学評議会は月1回の定例のほか必要に応じて臨時で開催し、学長が自ら議長となる。学長は大学評議会の意見を参酌して大学としての最終決定を行っている。

さらに、学長が議長（座長）となる「入学試験会議」「点検評価改善会議」「大学教学マネジメント検討会」、教授会の議題整理を行う「運営会議」を置き、大学の意思決定及び教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

2021（令和3）年1月には、大学及び短期大学部の運営の安定強化を図るため、学長直轄の組織として将来計画検討プロジェクトを組織した。将来計画検討プロジェクトは、学長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、会計課長及び庶務課長（必要に応じてその他必要な人員を加えることができることとする。）をもって組織する。①教育と学生支援の質の向上 ②教育組織の改革 ③社会との連携の強化 の三つを柱とした『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation（2022-2026）』の策定にあたった。

2022（令和4）年4月から、「学校教育法第92条第4項」に基づく、教学マネジメント担当の副学長を置くことが決定している。副学長が自らの権限で教学マネジメントに関する校務を処理することが可能となり、学長補佐体制の強化を図る。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「西南女学院大学学則」第5条の2及び第5条の5（「西南女学院大学短期大学部学則」第47条の2）に基づき、教授会及び別科会を設置している。教授会及び別科会は、学部長（別科長）が招集し議長となり、当該学部（別科）に係る学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について審議し、学長が決定を

行うに当たり意見を述べることとしている。

学長は、「西南女学院大学学則」第5条の2第8項第3号及び第5条の5第7項第2号（「西南女学院大学短期大学部学則」第47条の2第8項第3号）並びに「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第16条及び第37条に基づき、教育研究に関する重要な事項で教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものを定め周知し、教授会及び別科会の意見を参酌して学長として必要な決定を行っている。

また、継続的に改革・改善を行い、質の向上を図るため、「点検評価改善会議」及び「大学教学マネジメント検討会」を設置している。点検評価改善会議は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、各学科長、別科長及び宗教主事をもって組織する。点検評価改善会議には、学部点検部門、学科点検部門、別科点検部門、事務点検部門、FD部門、実施部門を置くことにより、組織的で妥当性のある自己点検・評価が担保できるように工夫している。大学教学マネジメント検討会は、学長、各学部長、教務部長、入試部長、学生部長、事務部長、教務課長、入試課長、学生課長、就職課長、庶務課長及び教学IR推進室担当者をもって組織する。学長が自ら座長となり、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項について検討している。なお、2022年4月から、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第4条に基づき、大学教学マネジメントに関する事項（大学教学マネジメントに関するすべての決裁を含む。）を職務とする副学長を置くことが決定している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化に配慮した大学教学マネジメントの機能性

管理運営を適正に行うため、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に、その体制、業務の効率的な執行のための職制及び所掌を定めている。また、「委員会及び執行機関の役割に関する規程」において、組織・機関における委員会の役割及び関係教職員の責任を明確にしている。事務職員は、学内の会議及び委員会等に参画し、教職協働による大学運営体制をとっており、本学の大学教学マネジメントが円滑に機能するようにしている。

（3）4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の大学教学マネジメントに関しては、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第40条第1項に基づき、学長が必要に応じて設置する暫定的な検討会として大学教学マネジメント検討会を組織し、「大学教学マネジメント検討会内規」（2015年6月1日施行）に則り、全学的な方針の検討を行っている。また、2022年度からは、大学教学マネジメント担当の副学長を置き、体制の強化を図る。

今後は、さらなる大学教学マネジメント強化のため、暫定的な組織である現在の「大学教学マネジメント検討会」を恒常的かつ責任ある会議体として再設置し、本学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を自ら継続的に保証する内部質保証の運用・検証を進めていく予定である。

【エビデンス集・資料編】

【資料】西南女学院大学学則、西南女学院大学短期大学部学則

【資料】教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものとして

学長が定める事項について

- 【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則
- 【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則
- 【資料】大学教学マネジメント検討会内規
- 【資料】点検評価改善会議規程
- 【資料】委員会及び執行機関の役割に関する規程
- 【資料】教学 I R 推進室 内規
- 【資料】大学評議会議事録
- 【資料】『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部
中期計画 「要」 Transformation (2022-2026)』
- 【資料】本学公式ウェブサイト 将来計画

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/keikaku/>

本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

4-2. 教員の配置・職能開発等

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員及び専任助手の数は、表 4-2-1-1、表 4-2-1-2 及び表 4-2-1-3 のとおりであり、大学及び短期大学の設置基準で必要な専任教員数を満たしている。大学教員の年齢構成は、20 代 1 名、30 代 13 名、40 代 21 名、50 代 28 名、60 代 22 名、70 代 5 名となっており、短期大学部教員の年齢構成は、30 代 1 名、40 代 7 名、60 代 5 名となっている。

また、教育上主要と認める授業科目には専任教員を配置するとともに、教育内容の充実を図るために必要に応じて非常勤教員を配置している。

演習・実習・実験等の授業には、助手又は教育支援職員を配置している。助手及び教育支援職員は、授業・研究を円滑に進めるため、「大学専任助手の服務に関する申合せ」及び「教育支援職員規程」に基づいたきめ細かい支援を行っている。

表4-2-1-1 専任教員数（学部学科）

令和4(2022)年5月1日現在 （単位：人）

学部・学科	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計				
保健福祉学部	看護学科	11	2	7	5	25	7	12	6
	福祉学科	6	4	7	1	18	1	12	6
	栄養学科	9	5	3	0	17	4	10	5
保健福祉学部 計(a)		26	11	17	6	60	12	34	17

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

人文学部	英語学科	5	1	2	0	7	0	6	3	
	観光文化学科	4	4	0	0	8	0	6	3	
人文学部計(b)		9	5	1	0	15	0	12	6	
大学全体の収容定員に じ定める専任教員数(c)								18	9	
合 計(a+b+c)		35	16	18	6	75	8	64	32	

表4-2-1-2 専任教員数（別科）

令和4(2022)年5月1日現在 （単位：人）

別科	専任教員数					助手	設置基準上必 要専任教員数	設置基準上必 要専任教授数	専任教員1人当 りの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計				
助産別科	1	0	2	2	5	1			3.2

表4-2-1-3 専任教員数（短期大学）

令和4(2022)年5月1日現在 （単位：人）

学 科	専任教員数					助手	設置基準上必 要専任教員数	設置基準上必 要専任教授数	専任教員1人当 りの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計				
保育科(a)	4	7	2	0	13	0	8	3	8.2
短大全体の収容定員に じ定める専任教員数(b)							3	1	
合 計(a+b)	4	7	2	0	13	0	11	4	8.2

教員及び助手の採用・昇任は、「学校法人西南女学院就業規則」を最上位規程に置き、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」、西南女学院大学「教員及び助手選考基準」及び「大学昇任人事に関する申し合わせ事項」に基づいて、真正な学位、教育活動、研究業績、制作物発表、人物、その他の経歴等を審査のうえ、決定している。なお、人事の手順は表4-2-1-4及び表4-2-1-5のとおりである。

表4-2-1-4 教員及び助手採用人事の手順

採用人事の手順		会議・委員会等	事 項
1	人事方針の決定	大学評議会	・人事方針について学長に意見を述べる。 ・人事委員長は大学評議会に陪席する。
		学長	・人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	選考の開始	人事委員会	・採用選考委員（3名）を選出する。
3	公募要項の作成	採用選考委員会	・公募要項を作成する。
4	公募	—	・本学公式ウェブサイト及びJREC-IN（研究者人材データベース）に公開する。
5	応募書類の確認	採用選考委員会	・応募者全員について応募要項を満たしているかどうかを確認し、選考対象者を確定する。
6	選考作業	人事委員 採用選考委員	・個人調書、業績等を精査する。 ・必要に応じ、応募者に照会を行う。
7	面接候補者の確定	採用選考委員会	・面接候補者（原則として3名以内）を確定する。
8	面接	人事委員 採用選考委員	・面接を行う。 ・必要に応じて、人事委員及び採用選考委員以外の者が陪席する場合がある。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

9	採用候補者の選定	採用選考委員会	- 書類審査及び面接結果に基づき評価表を作成し、採用候補者を選定する。 - 教授会での推薦文案の確認をする。
10	採用候補者の最終確認	人事委員会	採用選考委員会で選定された採用候補者について、人事委員会で最終確認をする。
11	採用候補者の決定	教授会	- 人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び採用候補者について説明する。 - 投票により、採用候補者とすることについて学長に意見を述べる。
		学長	- 教授会の意見を参酌し、採用候補者を決定する。 - 学長名で理事会に上程する。
12	任用者の確定	理事会 (法人本部)	- 学長が採用候補者について説明する。 - 候補者について審議・決定する。

表4-2-1-5 昇任人事の手順

昇任人事の手順		会議・委員会等	事 項
1	人事方針の決定	大学評議会	- 人事方針について学長に意見を述べる。 - 人事委員長は大学評議会に陪席する。
		学長	人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	昇任基礎資格者の確認	人事委員会	昇任基礎資格のある教員の確認を行い、対象者に通知文及び申請書類等の様式を送付する。
3	昇任選考委員の選定	人事委員会	昇任審査に応募した各教員について、昇任選考委員（3名）を選出する。
4	候補者の審査	昇任選考委員会	昇任選考委員が調査を行い、人事委員会に報告し、審査を行う。
5	候補者の教授会への推薦	採用選考委員会 人事委員会	教授会へ推薦する昇任候補者を決定する。
6	昇任候補者の決定	教授会	- 人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び昇任候補者について説明する。 - 投票により、昇任候補者とすることについて学長に意見を述べる。
		学長	- 教授会の意見を参酌し、昇任候補者を決定する。 - 学長名で理事会に上程する。
7	昇任者の確定	理事会 (法人本部)	- 学長が昇任候補者について説明する。 - 候補者について審議・決定する。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、点検評価改善会議 FD 部門により、教育内容等の改善を目的とした組織的な活動・研修を実施するための実務を行っている。

教員は、年度末の「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を行っている。

「授業評価アンケート」は、①受講動機 ②到達度自己評価 ③授業の質評価 ④学習量の評価 ⑤学修のための情報利用 ⑥図書館及びインターネットの利用で30程度の設問から構成される。原則として非常勤教員を含む全教員が担当する全科目（実習を除く）が評価の対象であり、Googleフォームを利用した電子申請により実施している。アンケート結果は即時集計して、教務部長が確認する。また、各教員は、「授業評価アンケート」の結果を基に改善に向けて「リフレクションカード」を作成する。「リフレクションカード」は、①基本情報 ②観点・DP上の位置 ③授業準備④学生の目標達成状況⑤DP、CP、カリキュラ

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

ムマップ上の本科目の位置づけに関する評価 ⑥授業の進め方とその向上について ⑦総括的評価と来年度に向けての課題 で構成され、教務部長及び各学部長が確認を行う。

なお、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」は、本学公式ウェブサイト
に5年間分を掲載して公表している。

FD を実効的なものとするため、FD 研修会を 2008（平成 20）年度から毎年開催している。（2020 年度はコロナ禍のため未実施）2016（平成 28）年度からは、大学全体の FD 研修会を年 3 回、各学科の FD 研修会を年 2～3 回実施して、教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有が行われている。FD 研修会の概要は表 4-2-2-1 及び表 4-2-2-2 のとおりである。

表4-2-2-1 全体FD

年度	テーマ	実施日
2021 (令和 3)	デジタル社会の大学教育の向上 ～オンライン教育における特色のある取り組み	2021.8.12
		2021.9.16
		2022.3.24
2019 (令和元)	学びの可視化を目指して	2019.9.26
		2019.11.28
		オンデマンド

表4-2-2-2 学科FD

年度	学科	テーマ	実施日
2021 (令和 3)	看護学科	看護学科の遠隔授業における取り組みの現状を知る	2021.7.15
		シミュレーション教育の基本と実践	2021.8.26
	福祉学科	福祉学科における遠隔授業の取り組み —教員の課題確認と支援への手がかり	2021.7.29
		学生指導と支援の課題	2022.1.27
	栄養学科	未実施	
	英語学科	人文学部 2 学科の将来を考える	2021.10.28
		学科カリキュラムの構成	2022.2.16
		学科復興	2022.2.21
	観光文化学科	人文学部 2 学科の将来を考える	2021.10.28
		学科将来計画について	2022.2.24
	保育科	遠隔授業の実際と学生の姿から見た課題	2021.7.29
		保育科の教育を外から見直す	2022.3.8
2019 (令和元)	看護学科	活動性を高める授業づくり	2019.10.28
		学科専門科目の DP の到達に向けて	2019.10.28
	福祉学科	福祉学科 DP の見直し	2019.10.24
		福祉学科 DP の検証	2019.11.28

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

	栄養学科	DP の達成についての客観的な検証	2019.11.14
		学びの可視化を目指して	2020.2.13
	英語学科	DP・カリキュラムツリー	2019.12.19
		DP・カリキュラムツリー	2020.3.17
	観光文化学科	カリキュラムマップの見直し	2019.10.31
		FD 研修会（全体）発表内容の検討	2019.11.30
	保育科	保育科教育の「大切にすべきこと」の共通理解を深める	2019.11.21
		保育科の教育全体像に即した各科目の DP の配置の在り方について	2020.1.23

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学設置基準及び関係法令等に従い、規則及び規程等を整備し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保及び適切な配置を実施していく。「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を継続する。コロナ禍のため、実施していなかった授業表彰を再開する（2019・2020 年度についてはコロナ禍のため未表彰）。また、FD 研修をとおして、最新の知識や技術の修得に努め、資質向上につなげていく。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料】 学校法人西南女学院就業規則
- 【資料】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則
- 【資料】 大学特別契約教員規程
- 【資料】 西南女学院大学「教員及び助手選考基準」
- 【資料】 大学昇任人事に関する申し合わせ事項
- 【資料】 点検評価改善会議規程
- 【資料】 「授業評価アンケート」
- 【資料】 「リフレクションカード」
- 【資料】 教員採用人事選考資料
- 【資料】 助教・助手採用人事選考資料
- 【資料】 昇任人事評価表
- 【資料】 カリキュラムにおける教員構成、組織図
- 【資料】 個人調書・教育研究業績書
- 【資料】 公募要項
- 【資料】 大学評議会議事録
- 【資料】 教授会・別科会議事録
- 【資料】 人事委員会議事録
- 【資料】 教学マネジメント検討会議事録
- 【資料】 点検評価改善会議議事録
- 【資料】 点検評価改善会議FD部門議事録

【資料】助教に関する内規

【資料】助教に関する申合せ

【資料】大学専任助手の服務に関する申合せ

【資料】教育支援職員規程

【資料】別科会の運営に関する申合せ

【資料】教育研究活動報告

【資料】西南女学院FD報告書

【資料】大学授業表彰に関する申合せ

(2019・2020年度についてはコロナ禍のため未実施)

【資料】本学公式ウェブサイト 点検評価改善報告

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/>

本学公式ウェブサイト 授業評価アンケート・リフレクションカード

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/anq/>

本学公式ウェブサイト 教育研究活動報告

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken2/>

本学公式ウェブサイト 教職員公募

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/offer/54>

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、大学職員として職務の遂行に必要な知識及び技能等の習得、並びにその能力及び資質の向上を目的とし、「西南女学院職員研修（SD）規程」を定め、研修（Staff Development:SD）を行っている。「西南女学院職員研修（SD）規程」の第3条には、監督者（学校、学部、学科、部、課、室及びこれに相当する部署の長をいう。）の責務として、職員個々の研修の必要性について計画的・組織的に判断しながら、研修計画の立案及び実施（職員の自発的参加を含む。）に努め、職員が研修を受ける機会を設けなければならないと定めている。また、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」では、事務部長及び課長の役割として、人材育成のため、職員を研修に参加させること、また自ら研修に参加することが定められており、積極的かつ組織的に SD に取り組み、能力の開発と向上に努めている。

法人全体の取り組みとして、1963（昭和 38）年度から職員研修懇談会を毎年度開催している。（2020（令和 2）年度はコロナ禍のため未開催）開催にあたっては、各所属から選出された委員が企画立案運営を行っている。

2021 年度研修実績

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

学内	・新入職員研修（全3回）（新任教職員） ・人権教育（新任教職員） ・情報処理研修（新任教職員） ・図書館オリエンテーション（新任教職員） ・SD研修：第3期評価にむけて（職員） ・職員研修懇談会：大学における学生支援～学生のメンタルヘルスと危機対応～（教員） ・職員研修懇談会：高校訪問で大学の魅力を伝える（職員） ・情報セキュリティ講座（新任職員は必須） ・ハラスメントセミナー（教職員） ・研究倫理講習会（教員及び担当職員） ・科研費研修会（教員及び担当職員） ・コンプライアンス教育（教員及び担当職員）
学外	・事務職員夏期学校（キリスト教教育同盟） ・大学新任教員研修会（キリスト教教育同盟） ・大学・短期大学評価セミナー（JIHEE） ・事務局長相当者研修会（私大協） ・ユニフェス Online2021 冬の入試説明会（河合塾） ・「保育者育成のためのキャリア・ルーブリックの開発」成果報告会（仁愛女子短期大学） ・九州大学次世代型教育開発拠点ワークショップ（九州大学基幹教育院） ・アドミッション・スペシャリスト能力開発研修会（九州大学基幹教育院） ・大学教職員のための初歩からのIR講習（広島大学高等教育研究開発センター） ・クラウドを活用したIRプラットフォームの構築と運用（北陸大学） ・教員免許事務勉強会（京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会） ・教育の質保証を支援する製品紹介セミナー（学びと成長しくみデザイン研究所） ・教員免許事務担当者講習会（大学教務実践研究会） ・大学・高校実践ソリューションセミナー（内田洋行） ・Google Workspace for Education 学校管理者向けセミナー ・令和3年度日本学生支援機構奨学金業務研修会（日本学生支援機構） ・令和3年度日本学生支援機構奨学金業務連絡協議会（日本学生支援機構） ・女子大学の存在意義～国際交流における特長と課題～（国際教育交流協議会） ・学生支援対策研修会（九州地区大学就職指導者研究協議会） ・就職支援担当者研修会（九州地区大学就職指導者研究協議会） ・私立大学職員の経営分析（学校経理研究会） ・大学部会研究会（キリスト教教育同盟） ・事務職員研修会（キリスト教教育同盟）

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も「西南女学院職員研修（SD）規程」に基づき、研修（Staff Development:SD）行っていく。また、所属等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学内における階層別研修及び業務別研修等を体系的に整備し、推進していく。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料】西南女学院職員研修（SD）規程
- 【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則
- 【資料】西南女学院職員研修懇談会規程
- 【資料】西南女学院職員研修委員会規程
- 【資料】西南女学院職員研修委員会
- 【資料】西南女学院職員研修会議事録
- 【資料】職員研修懇談会報告書
- 【資料】事務職員自己点検評価シート

4-4. 研究支援

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に助教（助手）共同研究室を貸与している。各研究室には、机、椅子、書架、空調、水道、パソコン及びインターネット環境等を整備している。学内には、専門的な機材等を配置した実習室、実験室等のほか、データベースが利用できる図書館を設置している。また、専任の教授、准教授及び講師は、学長に届け出て許可を得ることにより、業務の遂行に支障をきたさない範囲で「学外研修日」を1週あたり1日取得できる。学会活動及び研究活動に伴う出張についても、学長の許可を得て行うことができるなど、研究環境を十分に整備して提供している。

また、保健福祉学に関する研究を推進し、科学と地域社会に貢献することを目的とした「保健福祉学部附属保健福祉学研究所」を設置している。研究・調査の実施のほか、研究費の助成及び研究会・講演会・公開講座等の開催などを行っている。研究所には、現在46名の研究員が所属しており、「健康・環境研究部門」「栄養研究部門」「心身機能研究部門」の3部門体制で研究を行っている。

研究成果については、「西南女学院大学研究紀要」、「保健福祉学部附属保健福祉学研究所報告書」の発行及び学術機関リポジトリを通じて、広く公表できるようにしている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究を適正に実施するため、「研究取扱規則」及び「研究不正防止に関する取扱指針」を定めている。また、「倫理審査委員会規程」及び「動物実験委員会規程」を定め、規程に基づいた研究及び実験の審査を実施している。「研究取扱規則」及び「倫理審査委員会規程」については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。）の2021（令和3年）年6月30日の施行に伴い、倫理審査申請に係る書類も含め大幅な見直しを行った。

また、公的研究費の不正使用を防止するため、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」、「科学研究費補助金事務取扱規程」「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」及

び「公的研究費の内部監査内規」を定めている。不正防止計画推進部署である会計課は、「公的研究費運営・管理体制」を整え、公的研究不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を防止するため、「不正防止対策の基本方針と不正防止計画」を定め、毎年見直しを行っている。

これらの規則及び規程等を実効的なものとするため、「人を対象とする研究に関する倫理審査申請の手続き」、「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」、「研究費に関する取扱いマニュアル」及び「啓発活動ポスター」を作成・配付して、適正に運用している。

さらに、研究倫理の確立のため、研究倫理講習会及びコンプライアンス教育を毎年実施している。全専任教員（助手を含む）及び担当課の職員の出席を義務付けており、欠席した場合は、録画した講習会等を視聴させるなど、受講を徹底している。学生に対しても、初年次セミナーにおいて研究倫理教育を行うとともに、リーフレット「研究活動をする学生・教職員のみなさまへ」を配付し、研究倫理意識の向上を図っている。

研究倫理の確立に関する取り組みは、学内情報ポータルサイト及び本学公式ウェブサイトに公表し、学内外に周知している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源として、専任の教員及び助手に個人研究費を支給している。個人研究費は、当該研究を遂行するために直接必要な経費（研究に必要な図書、備品、学会参加費及び研究調査等の旅費等）に充てることができる。さらに、公的研究費採択への研究支援を目的とした「共同研究費」、保健福祉学に関する研究を推進し科学と地域社会に貢献することを目的とした「保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費」に応募が可能であり、採択されれば、個人研究費とは別に助成を行っている。

会計課は、研究活動のための外部資金について情報収集を行い、得られた情報は、学内情報ポータルサイトに掲出し周知している。また、助成金の対象や内容によっては学科や教員に対して個別に案内している。過去3年間の文部科学省科学研究費の状況は【表 4-4-3-1】、受託研究費の状況は【表 4-4-3-2】、共同研究費（学内）の状況は【表 4-4-3-3】、共同研究費（学外）の状況は【表 4-4-3-4】、保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費の状況は【表 4-4-3-5】のとおりである。

なお、これら研究費については、適正な支出を促すため、「研究費に関する取扱いマニュアル」を学内情報ポータルサイトに掲出し周知を図っている。

物的支援については、4-4-①に述べたとおりである。人的支援については、保健福祉学部附属保健福祉学研究所において、所長（保健福祉学部長）、副所長及び研究所運営委員（保健福祉学部各学科及び助産別科から各々2名）で組織する研究所運営委員会が研究活動の企画や方法について研究員に助言を行っている。（現在、規程にある研究企画アドバイザーは不在。研究所運営委員会が役割を担っている。）また、倫理審査委員会では、倫理審査申請前に申請者から事前相談を受ける等の取り組みを行っている。

表 4-4-3-1 文部科学省科学研究費補助金

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

2019（令和元）年度			2020（令和2）年度			2021（令和3）年度		
申請件数	採択件数	補助金額	申請件数	採択件数	補助金額	申請件数	採択件数	補助金額
16	1	1,040,000	15	3	2,860,000	6	4	6,500,000

表 4-4-3-2 受託研究の状況

2019（令和元）年度		2020（令和2）年度		2021（令和3）年度	
件数	研究費	件数	研究費	件数	研究費
1	550,000	1	550,000	2	1,140,000

表 4-4-3-3 共同研究費の状況（学内）

2019（令和元）年度			2020（令和2）年度			2021（令和3）年度		
申請件数	件数	研究費	申請者数	件数	研究費	申請者数	件数	研究費
7	7	9,222,000	4	4	4,369,000	4	3	2,938,380

表 4-4-3-4 共同研究費の状況（学外）

2019（令和元）年度		2020（令和2）年度		2021（令和3）年度	
件数	研究費	件数	研究費	件数	研究費
0	0	1	0	2	40,000

表 4-4-3-5 保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費の状況

2019（令和元）年度			2020（令和2）年度			2021（令和3）年度		
申請件数	件数	研究費	申請者数	件数	研究費	申請者数	件数	研究費
5	5	1,214,000	5	5	1,416,284	3	3	667,500

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、2021 年度に策定した中期計画のもと、教職員による研究活動がさらに活性化するように、支援を強化していく。具体的には、「外部資金導入促進プロジェクト」による外部資金獲得に向けた研修会の実施、科学研究費を申請する研究者に学内の採択実績を持つ研究者による助言制度を活用していくことで、外部資金獲得のための支援を積極的に行っていく。また、研究倫理の確立のため、研究倫理講習会及びコンプライアンス教育を継続し、規則及び規程等は、適宜見直しを行う。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料】大学専任教育職員の服務に関する申合せ
- 【資料】大学特別契約教員規程
- 【資料】助教に関する申合せ
- 【資料】大学専任助手の服務に関する申合せ
- 【資料】研究費に関する取扱いマニュアル

- 【資料】 大学共同研究費取扱規程
- 【資料】 西南女学院大学「保健福祉学部附属保健福祉学研究所規則」
- 【資料】 研究取扱規則
- 【資料】 研究不正防止に関する取扱指針
- 【資料】 不正行為に関する申立書（様式1）
- 【資料】 倫理審査委員会規程
- 【資料】 学校法人西南女学院利益相反に関する指針
- 【資料】 研究に用いられる情報及び試料の保存等に関するガイドライン
- 【資料】 個人情報と研究データの取り扱いについて
- 【資料】 人を対象とする研究に関する 倫理審査申請の手続き
- 【資料】 倫理審査Q & A
- 【資料】 人文・社会科学系研究の研究倫理と
倫理審査に関する倫理審査委員会の考え方
- 【資料】 倫理審査委員名簿
- 【資料】 動物実験規程
- 【資料】 動物実験規程細則
- 【資料】 動物実験委員会規程
- 【資料】 動物実験委員名簿
- 【資料】 実験動物飼養保管マニュアル
- 【資料】 実験動物逸走防止及び逸走時の対応マニュアル
- 【資料】 動物実験施設における緊急時の対応マニュアル
- 【資料】 安全管理を要する動物実験の取扱いについて
- 【資料】 公的研究費運営・管理体制
- 【資料】 公的研究費の適正な取扱いに関する規程
- 【資料】 公的研究費の内部監査内規
- 【資料】 公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範
- 【資料】 公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック
- 【資料】 公的研究費の不正使用に関する申立書（様式1）
- 【資料】 科学研究費補助金事務取扱規程
- 【資料】 不正防止対策の基本方針と不正防止計画
- 【資料】 啓発活動ポスター
- 【資料】 本学公式ウェブサイト 研究倫理

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/rinri/#box01>

〔基準4の自己評価〕

学長は、「大学評議会」をはじめ、「点検評価改善会議」「大学教学マネジメント検討会」等、自ら議長（座長）となり大学の意思決定及び教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を確立している。教授会（別科会）は、学長の諮問機関として位置付け、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。2022年度から教学マネジメント担当の副学長を置く

ことが決定しており、学長補佐体制の強化を図る。事務職員は、学内の会議及び委員会等に参画し、教職協働による大学運営体制をとっており、教学マネジメントが円滑に機能するようにしている。

教員の確保と配置については、大学設置基準及び関係法令等に従い、必要な専任教員及び助手を適切に配置し、教育目的及び教育課程に沿った教育活動が十分にできるよう教員組織を整備している。採用及び昇任は、教員及び助手選考規則等に基づき適切に行っている。教員の職能開発等については、点検評価改善会議 FD 部門が中心となり、組織的に FD 活動を実施している。教員は、「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を行っている。大学全体の FD 研修会を年 3 回、各学科の FD 研修会を年 2～3 回実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有を行っている。

職員の研修は、「西南女学院職員研修（SD）規程」「西南女学院職員研修懇談会規程」を定め、研修（Staff Development:SD）を行っている。教職員に対して定期的に学内で研修を行い、学外への研修にも適宜参加させ、大学職員として職務の遂行に必要な知識及び技能等の習得、並びにその能力及び資質の向上に努めている。

研究支援については、専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に助教（助手）共同研究室を貸与し個人研究費を支給するなど、研究環境を整備している。また、学外からの研究資金獲得のための情報提供、研究所運営委員会による研究活動の企画や方法助言及び倫理審査委員による倫理審査申請前の事前相談など人的支援を行っている。研究倫理の確立のため、「研究取扱規則」等の研究に関する規則及び規程等を整備し、厳正に運用している。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人西南女学院寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的としている。また、「学校法人西南女学院就業規則」前言に、全職員は寄附行為並びに本規則の精神と諸規程を認めて、キリスト教に基づく教育事業達成のために誠意をもって協力し、この規則を遵守すること、さらに本学院もまた同じ精神に基づいて誠意をもって協力することを表明している。本学院の規則等の遵守を自浄作用の観点から担保していくために「学校法人西南女学院公益通報に関する規程」を制定している。この規程は、法令若しくは学院規則等に違反する行為又は違反する恐れがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学院の健全な発展に資することを目的とする。

学院全体に及ぶ健全な組織運営と組織倫理を基礎に、本学院の使命・目的の実現と教育活動の永続的な運営を維持する経営基盤の強化を図るため「学校法人西南女学院 中期計画 2022-2026」を定め、①法人設置各校の教育の質保証、②経営基盤の安定を図ること、③少子化、学校数の増加等を要因とした学校間競争を耐え抜くための西南女学院の魅力の積極的発信に努めることの3つをミッションに掲げている。

本学にあつては、大学教育の質保証を担保するために、「西南女学院大学学則」第1条及び「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に教育基本法及び学校教育法に則り教育を行うことを規定するとともに、第1条の2に教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行い、その結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めることを規定している。また、本学は併設短期大学部と組織が一元化されており、学内においては短期大学を1学部の取扱いとすることによって運営していることも踏まえ、1組織としての大学及び併設短期大学部の適切な業務運営のために「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」を制定し、組織や執行体制について規定している。

本学では、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画(2022-2026)」を策定している。①建学の精神。教育理念、使命・目的、②教育の質保証、③ガバナンス機能の強化、④教学マネジメント、⑤学生支援、⑥財政基盤の安定、⑦安心安全な教育環境の確保、⑧教授方法の開発支援、⑨研究活動の支援、⑩社会との連携の強化、⑪事務組織の改編、以上11項目に分けて取り組んでいく。

環境保全に関しては、省エネルギー対策として、教職員、学生、来校者に対しクールビズや節電を促す掲示を行うことで励行している。電力使用については、デマンド監視装置

による使用量の監視を行い、エネルギーの適正な使用に努めている。

人権については、就業規則前言に、理事者も職員もすべて神による同労者であって、互いにまた学生に対して上下の感をもたず人を人として尊重し、その人格を認めることを示している。学院としての「ハラスメントの防止等に関する規則」及び本学としての「大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」等が体系的に整えられ、人権、人格又は尊厳を侵害する言動、指導、待遇を行わないように規定し、研修会を開催している。

学生、教職員の安全については、学院の定める「西南女学院防災管理規程」に基づき本学としての「西南女学院大学消防計画」を定めている。主として発生を予見すべき自然災害への対応としては、「防災ガイド」を作成し、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」には避難経路を併せて掲載するなどの対処をしている。

また、耐震補強改修工事については、2013年度から段階的に実施し、2021年度をもって予定の工事はすべて終了した。

【エビデンス・資料】

【資料5-1-1】学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-1-2】学校法人西南女学院就業規則

【資料5-1-3】学校法人西南女学院公益通報に関する規程

【資料5-1-4】学校法人西南女学院 中期計画 2022－2026

【資料5-1-5】西南女学院大学学則、西南女学院大学短期大学部学則

【資料5-1-6】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則

【資料5-1-7】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画（2022－2026）

【資料5-1-8】ハラスメントについて定めた規程等一式（ハラスメントの防止等に関する規則、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針（ハラスメントの防止等に関する規則第5条関係）、大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程、大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程、大学キャンパス・ハラスメント相談員規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン）

【資料5-1-9】西南女学院防災管理規程

【資料5-1-10】キャンパスライフ 学生生活ガイドブック

（3）5－1の改善・向上方策（将来計画）

建物に付随する給排水、ガス、電気、冷暖房設備、トイレ等衛生設備、消防設備等の老朽化に伴う新設、改修、修繕工事を進めていく。

建物内照明のLED化工事について、学習及び業務の環境改善と節電を目的として2019年度から段階的に実施し、2023年度までに終了の予定である。

丘陵地に立地する本学においては、完全バリアフリー化が難しい状況があるが、可能な限り改善を目指していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

私立学校法に基づき、「学校法人西南女学院寄附行為」第17条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、最終的な意思決定機関としての権限を明示している。

また、寄附行為第18条により、理事長及び理事長を補佐する職務にある常任理事をもって組織する常任理事会を置き、「学校法人西南女学院常任理事会規程」のもとで、(1)理事会の決議によって委任を受けた法人業務に関する事項、(2)非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項、(3)理事長の諮問事項の3種を掌ることで、戦略的意思決定を支援する体制を整備し、充実強化している。加えて、常任理事会及び理事会の構成員である院長（理事長の委嘱により法人設置各校を統督し、各学校長に指導及び助言を行うとともに、学院内部の事務を総轄する職）の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」が設置されている。

理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成されており、寄附行為第6条及び第7条に人数と選任区分を規定している。また、学院内の所属の長、評議員、外部の学識経験者など学内外の様々な観点から協議・決定できる体制となっている。外部理事には、職務内容・期待する役割として、法人業務に関する企画・調整担当、コンプライアンス担当、財務担当を割り当てている。

理事会は、寄附行為第17条に基づき、適切に開催・運営され、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第2条に規定する役員及び評議員並びに理事長の選任、予算（補正予算含む）及び事業計画並びに決算及び事業の実績に関する事項をはじめとする学院の業務について審議、決定している。

理事長は、法人の事業について、毎年事業計画及び事業報告書が理事会及び評議員会に提出している。

理事会は、寄附行為第17条第10項に基づき、開催・議決しており、理事が欠席する場合は、「書面議決書」により理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示し、委任することができる。なお、2021年度理事会は、新型コロナウイルス感染防止対策をとり、全4回対面で開催した。委任出席を除く理事の出席率は、91.1%であった。

【エビデンス・資料】

【資料5-2-1】学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-2-2】学校法人西南女学院常任理事会規程

【資料5-2-3】西南女学院本部規程

【資料5-2-4】理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）

【資料5-2-5】理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）

【資料5-2-6】学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則

【資料5-2-7】 書面議決書（様式）

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人を取り巻く環境に対応するため、理事会、常任理事会及び評議員会の役割は、法人全般にわたる重要案件等を審議するなど戦略的意思決定が極めて重要であることから、適宜理事会の開催を検討するなど、機能を強化し機動的に対応していく。

理事の高齢化が課題となっており、役員の選出方法などについて今後検討が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長は常任理事であり、常任理事会及び理事会に出席し、大学・短期大学部に関する議題審議等において法人との意思決定の円滑化に寄与している。

本学院では、理事会への報告・承認が必要な案件について、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」を置いている。この会議には、理事長、院長をはじめ本学院内の所属長などの職責理事及び法人本部役職者が出席しており、経営と教学の両面から連絡調整を行う体制を整え、理事長が法人の意思決定を円滑に行う体制やガバナンスの機能性を担保している。

理事会には、大学から学長のほかに学部長が理事として出席することによって経営に関与できる仕組みをとっている。さらに諮問機関である評議員会にも、学長、学部長、入試部長、教務部長及び教育職員から選出の2人が評議員として出席するなど、学院が意思決定を行う際には大学の意向が適切に反映されるよう状況を報告・説明するとともに、法人の業務について説明を受けて意見を述べるなど法人及び大学のコミュニケーションは円滑に行われ、さらに相互チェックをする体制が整備されている。

監事は、「学校法人西南女学院寄附行為」第6条第1項第2号及び第8条に規定し、適切に選考しており、全ての理事会及び評議員会に出席している。決算及び事業の実績について理事会及び評議員会で監査報告を行うとともに、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

評議員会は、寄附行為第21条に基づき理事長が招集し、理事長は、寄附行為第23条に規定する予算、借入金、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について諮問している。評議員の選任については、寄附行為第25条の規定に基づき、理事定数2倍を超える評議員を適切に選任している。なお、理事現員は14人（定数16人）、監事2人、評議員は31人（定数36人）である。これは、一部役職者の兼務によるもので、理事は寄附行為第7条第2項に、評議員は寄附行為第25条第4項にそれぞれを減じる規定を設けている。2021年度

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

評議員会は、新型コロナウイルス感染防止対策をとり、全3回対面で開催した。委任出席を除く評議員の出席率は、91.5%であった。

理事長は、私立学校法第42条及び寄附行為第36条第2項に基づき、決算及び事業の実績について毎会計年度終了後2月以内に理事会の議決を経た後、評議員会に報告し意見を求めている。

理事長は、理事の互選により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な教育目的のもと、法人の運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理し、理事会を招集し、その議長となり、法人及び設置する各学校の業務を決している。また、理事長を補佐する体制として、寄附行為の規定による常任理事会を置き、その構成員である各部門の長は、設置学校の管理運営に関する業務のうち、理事会決定業務を除いた、教育・研究に関する業務の設置学校長への委任事項を含む「学校法人西南女学院常任理事会規程」等により、理事長のリーダーシップのもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し、機能的に運営されている。

【エビデンス・資料】

【資料5-3-1】 西南女学院本部規程（【資料5-2-3】と同じ）

【資料5-3-2】 学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-3-3】 理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）

【資料5-3-4】 理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）

【資料5-3-5】 評議員会議事録

【資料5-3-6】 監事の監査報告書

【資料5-3-7】 理事会議事録

【資料5-3-8】 学校法人西南女学院常任理事会規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、理事長、学長のリーダーシップの下に適切な連携が保たれているが、今後さらに加速する少子化をはじめ、私学を取り巻く様々な課題に対応するために、策定している将来計画、中期計画に沿いながら、さらに円滑な意思の疎通を行い、実行に努める。

また、監事については、様々な課題を把握し、安定した学校運営を行っていくために、理事機能の強化と併せ、学校法人の公共性から学校運営が適正になされているかを補完するためにも、より一層監事機能の強化を図ることが必要である

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①本学院では、「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、理事会が決定した「予算基本方針」をもとに予算を編成している。「予算基本方針」において示された新年度入学者数等をもとに収入を積算し、この収入に見合った教育計画・事業計画を立案している。また、適正な財務運営を目途とした「学校法人西南女学院 中期計画（2022-2026）」を策定し、中期計画における財務シミュレーションに沿って、それぞれの時代にふさわしい教育研究活動を支える安定した事業の運営を行っている。

私立学校を取り巻く環境が著しく変化する中、将来に向けての財務基盤の安定を図るため、教育の質向上、収入の増強策、経費削減等のために「予算基本方針」と大学・短期大学部における中期計画を連動・対比させながら、あらゆる業務の見直しによる効率化や改善を進めている。また、学長直轄で将来計画プロジェクトを立ち上げ、学部学科の再編成や各学科の教育コースの変更なども含めた組織改革の可能性を検討している。

法人においては、学生・生徒の減少に伴い短期大学部、高等学校、中学校、幼稚園の支出超過が続いており、人件費比率の高さなど改善を要する点はあるが運用資産余裕比率や純資産構成比率、積立比率は高く安定した財務基盤を確保している。

また、外部資金の獲得に関しては「外部資金導入促進プロジェクト」を実施し、「科研費研修会」等を開催して研究費獲得の強化を図っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒園児数の減少の中、教育研究活動の充実を図り、かつ長期的に渡り安定した中長期計画に沿ってより一層の財政基盤の確立を図るためには、入学者の確保が最重要課題であるが、あらゆる収入の方策を検討する必要がある。外部資金獲得もその一つであり、補助金の他、特に寄付金については同窓会及び後援会に対する働きかけを強化するとともに、寄付者が寄付しやすい環境を整備するなどしてこれまで以上に積極的な活動を展開し、収入増を図りたい。支出面に関しては、老朽化した校舎改築など多額の費用を要するが、計画的に設備の改修を行うことにより校舎の維持保存を図り経費削減を行う。

今後とも教育研究活動の充実を図りながら、中長期計画に沿って収支バランスの確保に向け、長期的に安定的な財務運営がされるよう、より一層の財政基盤の強化に取り組んでいく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人会計基準や「学校法人西南女学院経理規程」をはじめとする本学の経理に関する規程等に則り、適正な会計処理を実施している。会計処理を行う上で取扱いに疑義が生じた場合には、公認会計士から適宜指導を受けて適切に業務を遂行している。

本学院の予算単位は本部、大学、短期大学部、高等学校、中学校及び幼稚園の6部門から構成されており、すべて法人本部にて統括している。毎月末、会計諸帳簿を整理し、これに基づいて、試算表及び資金収支計算書を作成し、理事長に報告している。

予算については、理事会において「予算基本方針」が決定された後に予算編成を行っている。事務局長は、「予算基本方針」に基づき、予算単位ごとに費用対効果を十分に検討し、恒常的に発生する通常経費と特別経費を区別し、教育研究活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定している。理事長は予算原案に基づき予算案を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の議決を経て予算を決定している。さらに、毎年度5月1日現在の入学者数をもとに補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。

決算については、毎会計年度終了後2か月以内に各予算単位をもとにして法人全体の決算書を作成している。作成された計算書類は公認会計士と監事の監査の後、理事会の承認を経て評議員会に報告を行うとともに、その後に資産登記を行い、文部科学省等へ提出している。

学院の会計監査については、公認会計士による監査と監事による監査、及び内部監査を行っている。公認会計士による監査は年間約15日で会計帳簿書類、証憑書類及び理事会の議事録等の確認、組織運営状況等内部統制の検証などについても監査を受けている。さらに、監査の一環として、監査時には、学校法人全体の運営状況及び中長期経営方針等について公認会計士及び監事、理事長、事務局長、総務課長、経理課長を交えた意見交換会を行っている。また、監事は公認会計士から監査状況や決算報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えるなど連携を図っている。

監事は2名で、法人の業務の監査及び法人の財務の状況を監査し、理事会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べる機会を設けている。毎会計年度終了後、改めて監事監査を実施、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に報告している。

なお、研究活動における会計等に関しては、本学及び併設短期大学部に共通の内部規程等として「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「公的研究費の内部監査規程」「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」等を整備している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

予算編成については、厳しい財務状況のもと収入の確保と、支出については費用対効果を検証し、教育研究活動や入学者の確保に有効であると考えられる予算については強化し、予算の効率的な配分に努め、あらゆる予算の見直しを行い、経費の削減に努めて収支バランスを図る。

また、経理・会計担当者の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士の指導や助言を受けながら、今後も適切な会計処理を常に心がけて業務を遂行する。

さらに、監事監査をより友好的なものにする方策として、監事をサポートする体制及び公認会計士との連携について一層の充実を図る。

【基準 5 の自己評価】

教育基本法、学校教育及び私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為及び学院諸規定に基づき、理事会（理事長）及び学長のリーダーシップのもと、適切な管理運営が行われるよう、収支バランスの安定化に向け、入学者の確保による学生生徒納付金の増加及び教育研究活動の充実を図りながら、より一層の財務基盤の強化に取り組んでいる。会計については、学校法人会計基準及び「学校法人西南女学院経理規程」等に則り厳正に実施されているが、引き続き学校法人としての社会的使命を認識し、適正な会計処理に努めていく。

以上のことから、「基準 5. 経営・管理と財務」の基準をみたしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、令和 4(2022)年 3 月に大学公式ウェブサイトで公表した『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation (2022～2026)』の中で、「教育の質保証」を重点項目として掲げており、継続的な自己点検・評価を通じて内部質保証の機能性を高めていくことを明示している。内部質保証のための恒常的組織体制は、「点検評価改善会議」「大学教学マネジメント検討会」「教学 IR 推進室」を起点として実施している。

令和 4(2022)年度には、教育・研究活動をはじめとした本学の様々な活動の更なる向上に向けて、「西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針」(以下、諸活動に関する方針)の策定を検討中であり、策定後は大学公式ウェブサイトで公表するとともに、学内情報ポータルサイトに掲示し、全学的な共有を図る予定である。この方針は、今後の中期計画・事業計画等の策定の指針にもなり、自己点検評価の際には、この方針に基づいて教育・研究活動の向上及びその活性化を目指す。内部質保証の組織体制及び手続き等の全学的な方針に関しては、諸活動に関する方針内の「内部質保証の方針」に詳細を明示予定であり、本学の内部質保証の体制については、「内部質保証体制図」を作成・整理予定である。

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とする「点検評価改善会議」であり、点検評価改善会議のもとに機能別・階層別に各部門を設けることで、全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上とその質の保証に努めている。

教育に関する質の保証の担保については、現在、組織体制や学内規程を整備中であるが、「大学教学マネジメント検討会内規」に基づき、教学マネジメント検討会が主体となり、学部・学科、教務委員会等の組織と連携して点検及び評価を推進することを検討している。学修成果の点検評価方法に関しては、「アセスメント・ポリシー」(アセスメントチェック表)を作成し、三つのポリシーを起点とした内部質保証の評価体制を整備することで、内部質保証の機能性を高めていく。教育以外の内部質保証に関しては、「点検評価改善会議規程」に基づき、点検評価改善会議の点検部門が実施しており、各種委員会及び事務組織等と連携しながら、組織別に内部質保証を担保している。各組織及び機関の点検の実務は、それぞれの関係部署の長が責任をもって行い、必要に応じて他部署や関係者と連携を取って推進している。教職員個人の自己点検評価は、各組織が確認し、必要に応じて助言及び指導を行う。教学 IR 推進室は、「教学 IR 推進室内規」に明示しているように、本学の教育の質保証において、組織横断的に調査結果・データを収集、管理、分析し、教学マネジメント及び各組織の意思決定、改善計画等を支援している。

このようにエビデンスに基づく大学・短期大学部の現状を点検評価改善会議が把握し、

改善に向けた施策が実施されるように、学部、学科、教授会及び委員会において現状を報告することによって、恒常的な PDCA サイクルの循環を促進し、内部質保証の改善・充実のための実施体制を組織している。本学の構成員及び各組織は、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、諸活動について自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組んでいる。また、これらの取り組み内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画 「要」 Transformation (2022～2026)

【資料】西南女学院大学及び西南女学院短期大学部の諸活動に関する方針

【資料】内部質保証の方針

【資料】内部質保証体制図

【資料】大学教学マネジメント検討会内規

【資料】アセスメント・ポリシー

【資料】点検評価改善会議規程

【資料】教学 IR 推進室内規

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学の内部質保証の機能性を高めていくために、組織体制及び学内規程の整備・検討を進めている。内部質保証に関する方針を定め全学に周知することで、学長を中心とする責任体制をより明確にして内部質保証に取り組んでいく。今後も内部質保証のための組織整備を推進して、更なる質の充実を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「西南女学院大学学則」第1条の2（「西南女学院短期大学部学則」第1条の2）に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、大学の使命・目的の達成と教育研究水準の向上のために自主的に点検・評価を行うと明確に記載している。さらに、前述した「西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針」「内部質保証に関する方針」について策定の準備・検討を進めており、内部質保証のための自己点検評価を行い、結果を公表し

ていく。

学長を議長とする「点検評価改善会議」は学部、学科、別科、FD、事務等の点検部門で構成され、自己点検・評価業務を分担している。本学の自己点検・評価は毎年実施し、教育研究及び管理運営における内部質保証を図っている。教育に関する内部質保証については学内の体制及び方針を整備中であり、「アセスメント・ポリシー」及び「アセスメントチェック表」等を用いて検証を進めていく予定である。その他の諸活動に関する内部質保証は「委員会別業務評価」「課別業務評価」「教育研究活動報告」「事務職員自己点検評価」により検証を行っている。

なお、教育の内部質保証に関する事項にあたっては、教学マネジメント検討会が方針を学部・学科及び教務委員会に指示し、教務委員会が各学部・学科のPDCAについて連携して運営支援を実施し、自己点検評価の取りまとめを行う形で進めている。教学マネジメント検討会は「大学教学マネジメント検討会内規」のとおり学長が座長となり、招集、会務を統括している。「アセスメント・ポリシー」に即し、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目担当者）の3段階で、学修成果等の測定・評価を実施し、PDCAサイクルを廻して、自己評価・改善に繋げていく。

自己点検・評価の結果は、「点検評価改善報告書」として本学公式ウェブサイトに公表しており、法令に基づいて別途掲載されている「教育情報の公表」及び「財務情報の公開」における各種情報とともにエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価の成果となっている。自己点検・評価結果の教職員への周知は、「学内情報ポータルサイト」で行っており、結果や課題について情報を共有している。本学公式ウェブサイトでも「認証評価（第三者評価）」「点検評価改善報告」の項目を設け、学内外に公表し、社会への説明責任を果たしている。

「点検評価改善報告書」の作成から公表までの流れは、「点検評価改善会議」において、自己点検・評価の実施方法、実施日程、公表内容、公表の方法等を協議・確認した後、学長決定を経ることになっており、手続上の透明性を担保するものとなっている。「点検評価改善報告書」の作成とは別に行われる現状把握のための調査については、各部局又は部局横断的に実施されており、その結果は学修や学生生活全般のあり方等の改善・向上に反映させている。

平成29(2017)年度に大学機関別認証評価を受審して以降、自己点検・評価活動によって明らかになった改善・向上のために必要なことについては、各種委員会や部署において具体策を検討し改善が図られている。各評価シートは、「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた記述様式となっており、PDCAサイクルの意識を浸透させながら、改善・向上の取り組みが進められている。

自己点検・評価における計画や改善の内容の一部は、本学の目標及び計画に反映されるとともに、別途策定された『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation (2022～2026)』にも反映されており、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立につなげている。『西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation (2022～2026)』の内容は、法人本部が策定した『学校法人西南女学院 中期計画（2022-2026）Mission「要」』に反映され、本学における自己

点検・評価活動から本学将来計画を経た学院全体の中期計画への流れが作られている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料】西南女学院大学学則（西南女学院大学短期大学部学則）

【資料】西南女学院大学及び西南女学院短期大学部の諸活動に関する方針

【資料】内部質保証に関する方針

【資料】アセスメント・ポリシー（アセスメントチェック表）

【資料】点検評価改善会議報告書

【資料】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation
(2022～2026)

【資料】学校法人西南女学院 中期計画（2022-2026）Mission「要」

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、2015 年度に「教学 IR 推進室内規」が策定され、「教学 IR 推進室」が設置されている。教学 IR 推進室では、教育改善や教学マネジメントの推進、さらに教育の質保証の観点からエビデンスに基づく自己点検・評価活動に関わる組織として必要な業務を行っており、授業評価、学生生活調査、卒業生調査等について、関係部署との調整及び情報提供を行う業務をとおり、透明性の高い自己点検・評価を担保している。令和 4(2022)年度に策定を検討している「アセスメント・ポリシー」内のアセスメントチェック表では、各学部・学科の教育課程における学修成果を確認し、今後の教育課程、教育方法の改善に繋げるための PDCA サイクル促進を目指している。また、各学部・学科、関係する組織との協力により、収集した IR データは、関係者の分析を経て、大学運営の基礎資料として提示され、大学の意思決定に活用されている。本学は、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定するために、授業アンケート、卒業生アンケート、在学生調査等を実施し、集計・分析を行い、学修成果や教育情報、教育成果を可視化し公表するとともに、外部評価も受け、教育活動の見直しに適切に活用している。

教学 IR 推進室の活動については、令和 3(2021)年 10 月に教学 IR 活動報告書を作成し、平成 27(2015)年度から令和 3(2021)年度までの活動内容をまとめている。入学から卒業までの学修成果、退学・休学者の状況及び単位修得状況等を網羅的に分析することで、現状を可視化し、各学部・学科での教育の質向上のための検討・改善に繋げている。このように本学の教学 IR 推進室では、教学面を中心とした各学部・学科のデータ収集・分析を全学的に行っている。経営面等も含めたより多角的な分析、データ作成・収集・分析の計画立案及び自己点検評価活動との連携体制の調整等については今後の課題である。今後は、収集した IR データを大学運営の基礎資料として提示し、大学の意思決定に活用していくことが望まれる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料】教学 IR 推進室内規

【資料】アセスメント・ポリシー（アセスメントチェック表）

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教学 IR 推進室が各学部・学科と連携し、主に教学に関するデータ収集・分析等を行い、自己点検評価及び教育の質の向上・改善に繋げている。今後は、内部質保証に繋がる活動として学内の組織体制及び連携をより発展させ、本学の教育及び諸活動の質の向上を教職協働により推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では内部質保証の推進のために、「内部質保証のための PDCA サイクル図」「教育の質向上のための PDCA サイクル図」を現在検討しており、PDCA サイクルを循環させた内部質保証体制の整備により、教育の質の向上に努めている。また、「アセスメント・ポリシー」を策定することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証の実現に向けて、それぞれのポリシーについての評価の方針を明示していく。アセスメントチェック表では、学部・学科に対し、学修成果の達成度を入学前、在学中、卒業時の視点から点検評価を行い、PDCA サイクルを循環させていく。

PDCA サイクル図に示すように、本学における「教学マネジメント」システムは機能し、「アセスメント・ポリシー」に即した「アセスメントチェック表」により、学修成果の測定・分析を実施することで、学士力の状況等についての教育研究活動の点検・評価が可能となる。各学科、関係組織が、さらにこれらの活動を理解し、協働で取り組むことで、機能性を高めていく。また、「学修成果の点検・評価のイメージ図」のように各学科、関係組織によって現状・課題を分析し、改善を実施することで、点検・評価の機能性が向上し、本学の教育目的の実現、改善に繋げていくことが可能である。学長は学部・学科等に改善案の提出を求め、その内容について法人本部（理事長）を含む役職者で共有することで、更なるフィードバックを行っている。

教育の質保証に関する内部質保証の機能性については、本学では「教学マネジメント検討会」が中心となり、「教学 IR 推進室」「教務委員会」「学部・学科」が連携し、現状・課題を分析し、今後の改善案について検討することで、推進している。

「西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 教育課程の改正図」のとおり 2023 年度入学生に向けた栄養学科の教育課程の改正では、実際に教育の質向上のための PDCA サイクルを回し、改善に繋げている。「学科」「教学 IR 推進室」が分析した学科の現状と課題について、「教学マネジメント検討会」で報告・検討がなされ、教職協働により方針を策定し、共有した。「学科」「教務委員会」は策定された方針に沿って、改正案を策定し、大学評議会等の諸会議で承認され、教育課程の改正を行っている。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

【エビデンス集（資料編）】

【資料】 内部質保証のための PDCA サイクル図

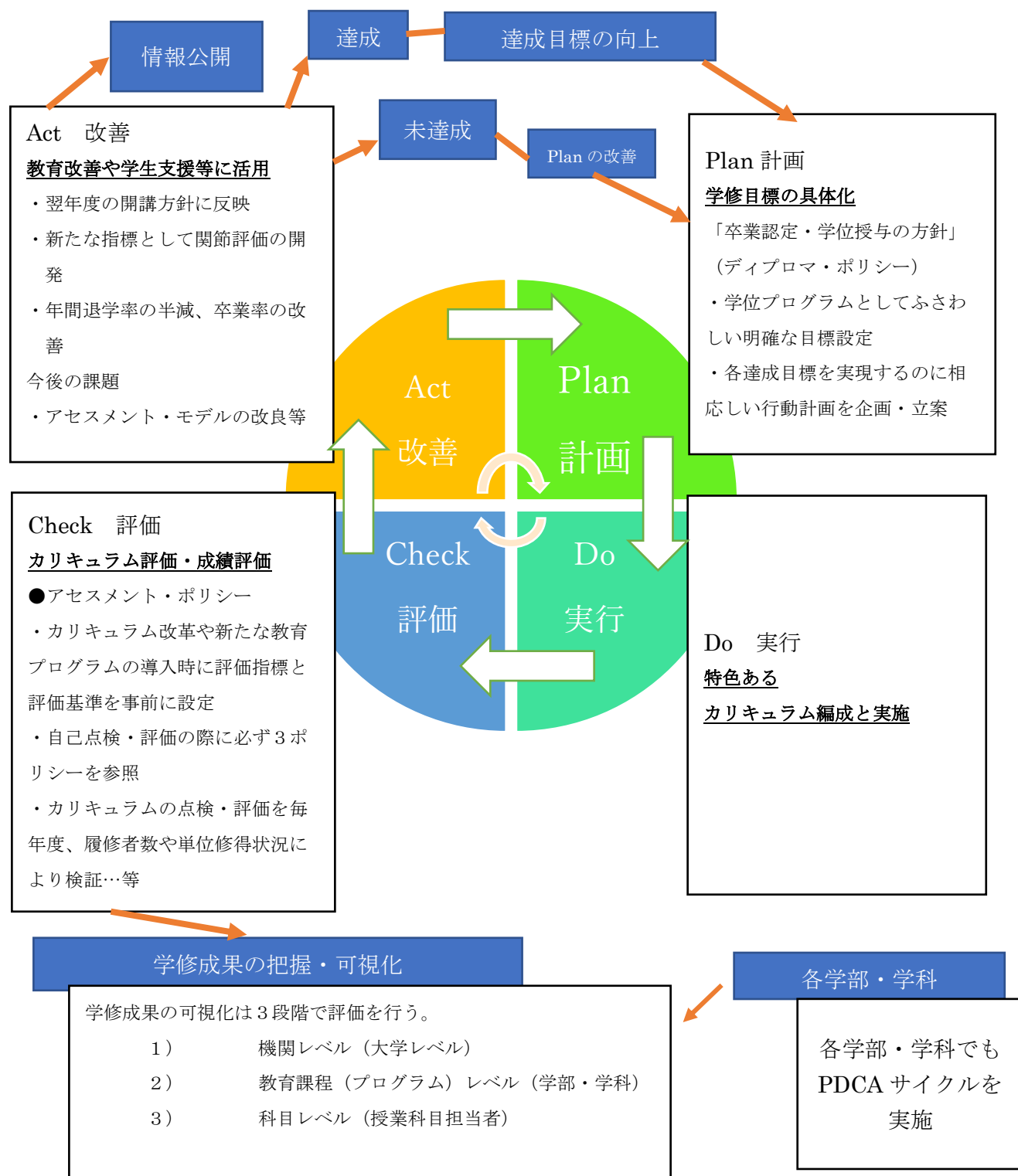
【資料】 教育の質向上のための PDCA サイクル図

【資料】 アセスメント・ポリシー（アセスメントチェック表）

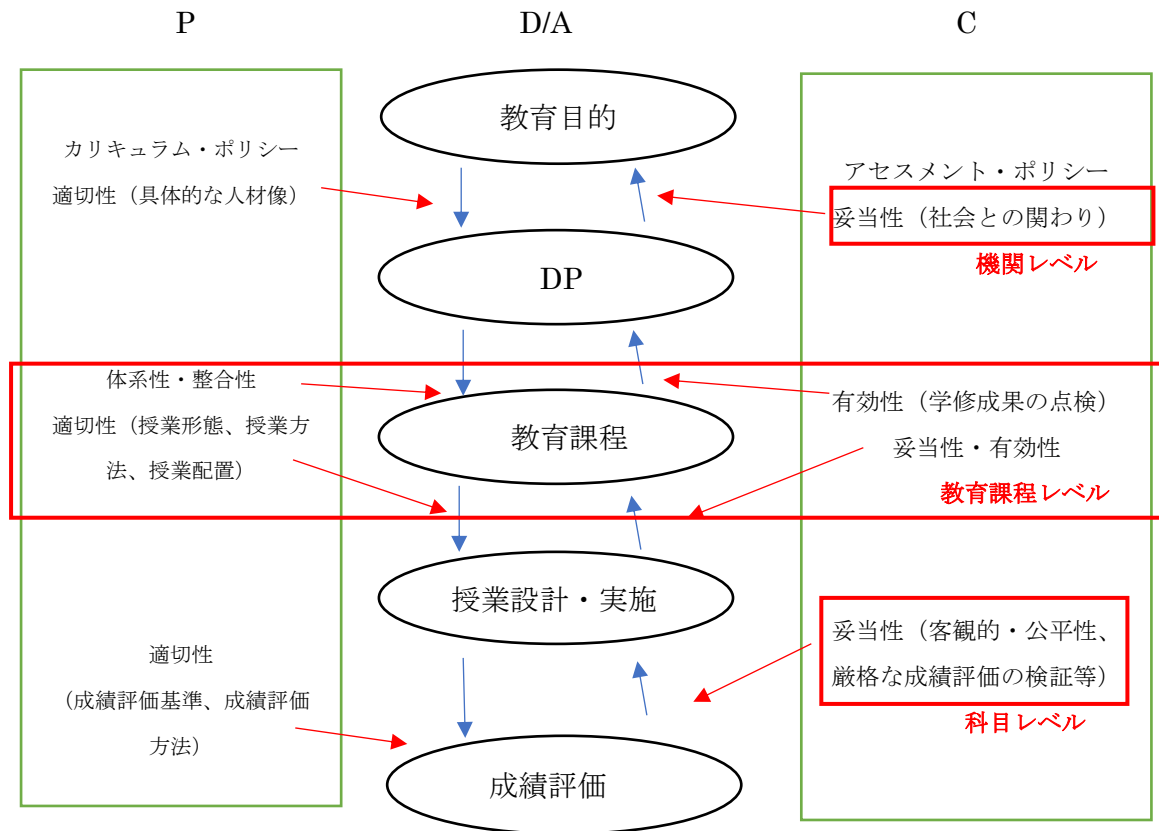
【資料】 学修成果の点検・評価のイメージ図

【資料】 西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 教育課程の改正図

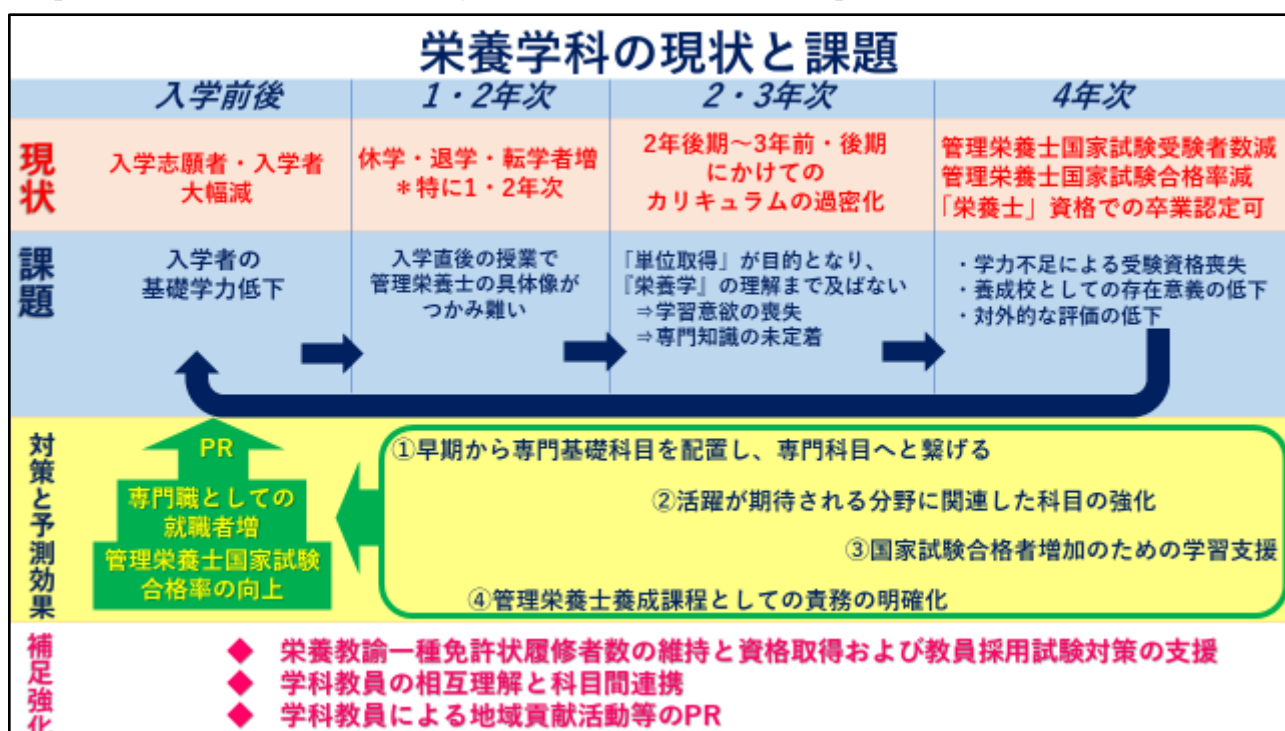
【西南女学院大学・西南女学院短期大学部「教学マネジメント検討会」イメージ】
「教学マネジメント検討会」における
「教育の質向上」のための PDCA サイクル図



【西南女学院大学・短期大学部 学修成果の点検・評価のイメージ図】



【西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 教育課程の改正図】



これらの現状と課題より、2023年度の栄養学科のカリキュラム改正の趣旨として次のように提案された。

管理栄養士を養成するという本学の養成課程の役割を重視するとともに、より質の高い教育の提供を実現し、厚生労働省の推進する地域包括ケアの一翼を担い、地域社会で活躍できる管理栄養士の養成を目指すため、以下の観点から改正を行う。

1. 早期からの専門教育科目の開講（休学・退学・転学部等防止および学びの環境整備）
2. 最終学年配当科目の教育方針の明確化（地域包括ケアに専らする科目）
3. 専門基礎分野及び専門分野の知識の統合を図り、国家試験受験への学習支援を充実させる。
4. 管理栄養士養成施設の責務と明確化

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のために、大学・各学部学科・教職員のレベルにおいて、PDCA サイクルが循環する仕組みを構築している。自己点検評価制度については、平成 26(2014)年度から実施しており、更に令和 4(2022)年度から三つのポリシーを起点とした評価を実施していく予定である。今後も更なる内部質保証体制の整備・改善を行っていく。

教育の質保証については教職員や学生が項目を見直し、改善することで、より実質的な内容になるように内部質保証の精度を高めていく。今後も、大学が自ら行う質の改善に向けた組織的な自己点検評価活動である「内部質保証」と、認証評価機関等の外部の評価機関による「外部（第三者）評価」を通して、適切に PDCA サイクルを循環させることで、本学の教育・学生支援の更なる向上を目指し、全学を挙げて取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

本学は、学長を中心に点検評価改善会議、教学 IR 推進室、教学マネジメント検討会を設置し、大学、学部・学科、個人の各レベルで PDCA サイクルを循環させ、自己点検評価に取り組んでいる。

本学は、学生に求められる学修成果を「DP」に定め、「AP」に従った適切な入学試験を実施し、「CP」に従って個々の学修成果の達成に必要な授業科目を適切に配置している。また、DP に定める学修成果と授業科目の関係はカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーで可視化され、学生、教職員に共有している。

本学は、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定するために、授業評価アンケート、学生生活に関する実態調査等を実施し、集計・分析を行い、学修成果や教育情報、教育成果を可視化し公表するとともに、教育活動の見直しに適切に活用している。

上記の理由により、基準 6「内部質保証」を満たしている。

ただし、内部質保証の体制としては現在整備・検討中であり、学修成果の点検・評価について、更なる体制整備及び組織的な分析・改善を進めていく。学部、学科及び全学的な PDCA サイクルを回し、大学の教育の内部質保証システムをさらに強化していくことが必要である。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献

A-1-① 地域貢献に関する方針と地域連携室

A-1-② 地域貢献活動の具体的な取組み

A-1-③ 看護キャリア支援センターの取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域貢献に関する方針と地域連携室

(ア) 地域貢献に関する方針

本学では、「地域に根差し、地域とともに歩む大学・短期大学づくり」（将来計画 2016～2018 年度）の方針のもと、学生への教育的効果の向上と本学に対する理解の促進を図ることを地域貢献活動の意義ととらえ、平成 28(2016)年 8 月に学長直属の部局横断的組織として、「地域連携室」を開設した。現在、中期計画「『要』Transformation (2022-2016)」において、「社会との連携強化」を掲げており、地域連携室は、その推進のための中核組織に位置づけられている。【資料 A-1-1】

(イ) 地域連携室

地域連携室の主な役割は、本学で取り組まれるさまざまな地域貢献活動について、学生教育に資するべく、円滑かつ計画的な実施及び質向上を図るための支援を行うことにある。また、地域貢献活動のための学内環境の整備や広報・周知活動、地域連携室が主体となった活動などにも取り組んでいる。

地域連携室の組織体制は、図 A-1-1 のとおりである。

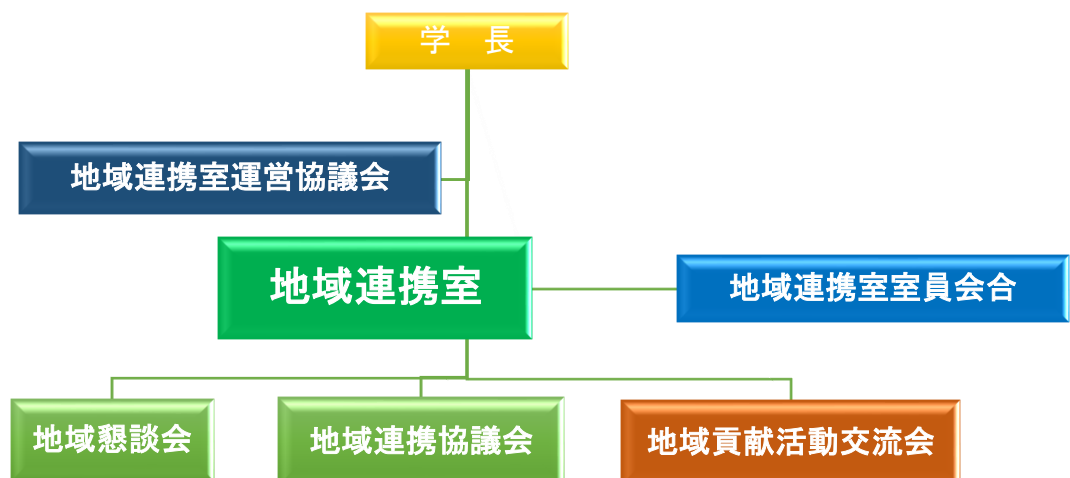


図 A-1-1 地域連携室組織体制図

(ウ) 地域連携室運営協議会

地域連携室の運営管理に必要な事項を審議するために、「地域連携室運営協議会」を置き、地域貢献活動計画、予算計画、教職員から提出された活動計画の申請内容のチェックをはじめとして、地域貢献活動の諸施策全般についての審議を行っている。構成員は 12 名（令和 3(2021)年度現在）で、学長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、その他の教職員並びに学外の有識者となっている。

平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度までの 5 年間、学外の有識者として、北九州市在住の著名なコピーライターの参画を得た。同氏には、「地域からみた西南女学院」について様々な機会に教示を仰ぐとともに、地域で活躍する様々な人々との繋がりについてコーディネートをお願いした。

(エ) 地域懇談会及び地域連携協議会

「地域懇談会」は、自治体や地域諸団体の代表者など、学外者 11 名（令和 3(2021)年度現在）で構成され、本学の教育活動と地域貢献活動についての助言をいただき、意見交換などを行っている。

「地域連携協議会」は、地域連携室運営協議会の構成員と地域貢献活動に取り組む教職員との意見・情報交換の場として設置している。

(オ) 地域貢献活動交流会

「地域貢献活動交流会」は、地域貢献の活動内容の発表と活動者の相互交流の場として設置している。

地域貢献活動交流会は例年、ポスターセッション形式で参加者に活動内容を紹介する方式で行っているが、令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、オンライン（Google Classroom を使用）での活動内容の報告会を行った。10 グループの活動報告の発表が学生及び教職員から行われた。当日の発表の様子は、録画を行い、地域連携室 YouTube チャンネルで閲覧可能とし、地域懇談会の構成員には、DVD メディアを送付した。（発表内容は、A-1-②で詳述。）

(カ) 地域連携室室員会合及びワーキンググループ

教職員の中から、地域連携室の日常業務を担う地域連携室の室員を 12 名選出しており、月 1 回の室員会合を開催して、地域貢献活動に関しての情報共有を行うとともに、各種施策の実行部隊として実務に関する具体的な協議を行っている。

室員が自発的に地域貢献活動の計画を立案し、実施できるように、平成 29(2017)年から、「子ども・子育て」及び「女性活躍」の二つのワーキンググループを発足させ、活動を行っている。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、「女性活躍ワーキンググループ」では、オンライン講演会「コロナ禍と女性」を開催した。「子ども・子育てワーキンググループ」は、令和 4(2022)年度に実施予定の「中高生のための絵本講座」の企画立案を行っている。

【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

(キ) キャッチコピーとイメージキャラクター

地域連携室発足後、当時の室長が本学の地域貢献活動を広報するためにツールとして、地域貢献活動のキャッチコピーを作ることを地域連携室室員会合に提案したところ、イメージキャラクターを加えて募集することとなった。多くの学生、教職員からの応募があり、平成 29(2017)年 8 月、本学の特色やメッセージ性の観点から、キャッチコピー「とどけ！ぬくもり 要（かなめ）から」とキャラクター「要（かなめ）ちゃん」が誕生した。要（かなめ）ちゃんは、平成 30(2018)年度には本学の公式キャラクターに昇格し、各種広報に活用されている。なお、要ちゃんのキャラクター考案者の一人は、当時人文学部英語学科の学生だったが、後に本学の事務職員として採用され、現在入試課に勤務している。



大学公式キャラクター 要（かなめ）ちゃん

【エビデンス集】

- 【資料 A-1-1】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「『要』Transformation (2022-2016)」
- 【資料 A-1-2】 地域連携室の運営に関する要項
- 【資料 A-1-3】 2022 年度地域連携室活動計画
- 【資料 A-1-4】 地域貢献活動について定めた規定等一式（学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に関するガイドライン、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る申請書等に関する申し合わせ事項、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る報告書等に関する申し合わせ事項）
- 【資料 A-1-5】 本学公式ウェブサイト「地域貢献活動・地域連携室」

A-1-② 地域貢献活動の具体的な取組み

本学の地域貢献活動を活動形態別にみると、①市民公開講座、②体験・アクティビティ、③ピアサポートグループ活動、④提案とアクション、⑤海外における貢献活動、⑥そのほか、となる。また、課題別では、①健康・食・運動、②福祉・介護、③子ども・子育て、④学校教育、⑤産業・観光、⑥地域づくり、に大別できる。

2021 年度は、昨年度に引き続き、コロナ禍において、さまざまな制約・制限を受けたが、10 件の活動を実施した（表 A-1-1）。【資料 A-1-6】

このうち、5 件（No1、No5、No7、No9、No10）は、行政（北九州市、行橋市）と連携し

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

た活動である。また、1 件（№8）は、企業（商船三井テクノトレード株式会社）と「教育事業に関する包括連携協定」を締結し、実施した。【資料 A-1-7】

これら 10 件の具体的な活動内容については、先述した地域貢献活動交流会（令和 4(2022)年 3 月 11 日、オンライン開催）において、各団体の代表者より報告を行った。

表 A-1-1 2021 年度 地域貢献活動一覧

No	企画名（対象）	形態	課題
1	西南女学院大学学生による、SNS を活用したインバウンド集客研修（外国人観光客）	④	⑤
2	だいすきにっぼん（小学生）	②	③
3	いぼりの森の《みんな、だぁ〜い好き！！》“みんな♪フレアイ隊”（未就学児とその保護者）	②	③
4	一緒にあそぼう（障害のある子どもとそのきょうだい、その家族）	③	③
5	小倉北区魅力向上事業（北九州市内および市街近隣エリアの市民）	④	⑥
6	Let's Think! 〜のぞいてみよう、英語を使う仕事〜（小学 5，6 年生）	②	④
7	西南女学院大学学生による、まち歩きイベントの企画と北九州市の情報発信（日本人・外国人観光客）	④	⑤
8	地域プロジェクト：Eco-SeTRA プロジェクト（一般市民、観光客）	④	⑤
9	行橋市（および観光庁）「海と山を一度に堪能できる体験観光コンテンツ」開発事業（観光客）	④	⑤
10	北九州市「SDGs 未来モデル発信」（一般市民）	④	⑤

※「形態」「課題」の番号は、それぞれ本文中の番号と対応

また、令和 3(2021)年度は、地域連携室の活動として、5 つの取組みを実施した（表 A-1-2）。このうち、オンライン講演会（№2）は、地域連携室・女性活躍ワーキンググループによる取組みであり、国内外で活躍する本学院の卒業生 4 名を講師に迎え、コロナ禍における活動の現状について講演を行った。

なお、以上に述べた地域貢献活動および地域連携室の取組みは、本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための BCP を踏まえるとともに、必要に応じて、COVID-19 対策班（「V. 特記事項」にて後述）の活動許可を得て、実施した。【資料 A-1-6】【資料 A-1-8】

表 A-1-2 2021 年度 地域連携室の取組み

No	内容（対象）
1	後期北九州市民カレッジ（一般市民）
2	オンライン講演会「コロナ禍と女性」（一般市民）
3	SDGs の取り組みを情報発信（一般市民）
4	フードドライブキャンペーン（本学学生、教職員）

5	パネル展示、Facebook 等による広報活動（一般市民、本学学生、教職員）
---	--

※№1、№4 は学外の団体が主催

【エビデンス集】

【資料 A-1-6】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 地域活動論叢 2021 年度

【資料 A-1-7】教育事業に関する包括連携協定書

【資料 A-1-8】地域貢献活動の感染防止について、感染防止計画書・健康チェックシート

A-1-③ 看護キャリア支援センターの取組み

本学は、看護学科において看護・保健の専門職を養成していることから、看護に関するリカレント教育・生涯学習機会の提供を目的として、平成 18(2006)年度に認定看護管理者教育課程「ファーストレベル」（定員 80 名）、平成 22(2010)年度に同セカンドレベル（定員 40 名）及び認定看護師教育課程「集中ケア」（定員 30 名、令和 3(2021)年度末で閉講）を開講し、約 2,000 名の現役看護専門職に対して質の高い看護を実践できるキャリアアップ支援活動を行ってきている。

これらの教育活動を充実させるために、運営体制の見直しを行い、平成 27(2015)年度に「看護キャリア支援センター」を設置した。センター長は看護学科長が務めており、各教育課程 1 名、計 2 名の専任教員及び 1 名の事務職員を雇用している。当センターが運営する教育運営委員会は 9 名の構成員で構成されており、その内看護学科長(教育運営委員長)を含む 3 名の看護学科教員が構成員となっている。

現在、両課程とも「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定したプログラムとなっており、さらに学校教育法第 105 条に基づく履修証明プログラムに定められた教育課程でもある。

以上のように、看護キャリア支援センターは、地域にとって欠くことのできない人材養成機関としての役割を果たしている。

認定看護管理者

認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると公益社団法人日本看護協会が認定する資格である。

認定看護師

ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、公益社団法人日本看護協会の認定を受けた看護師をいう。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携室に関連する活動については、今後、本学における地域貢献活動をさらに促進・活性化する観点から、①活動実施に係る申請書類、手続き、関連規定等についての必要な見直し、②SNS を活用した戦略的・効果的な情報発信と広報活動、③地域連携室の機能強化による地域貢献活動支援の実効性の向上、などに取り組む。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症に最大限の注意を払いながらの地域貢献活動となった。引き続き、COVID-19 対策班と十分に意思疎通を図り、学生、教員、その他関係者が、安心・安全に地域貢献活動に取り組める環境を整えていく。

看護キャリア支援センターでは、看護職の教育のみならず、保健医療福祉専門職の支援及び教育の地域拠点として、組織体制の充実を図る。

【基準 A の自己評価】

本学において、地域貢献への取組みは、中期計画の 11 の基本方針の中の一つに位置づけられており、その中核を担う地域連携室については、十分な組織体制が整えられ、学生教育の一環としての地域貢献活動の推進に資するべく、適切な運営がなされていると評価できる。看護キャリア支援センターは、看護に関するリカレント教育・生涯学習機会を提供することで、地域にとって欠くことのできない人材養成機関としての役割を果たしている。

また、行政や企業と連携した地域貢献活動の取組みが見られるなど、幅広い分野での地域貢献が展開している。

以上のことから、「基準 A 地域貢献」を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 西南女学院創立 100 周年

令和 4(2022)年 4 月、西南女学院は創立 100 周年を迎える。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着けば、いくつかのプレイベントを実施する計画をしていたが、感染状況の収束は見られず、残念ながら創立 100 周年事業は非常に限定的なものとなった。

記念事業として、本学の歴史と魅力を伝える 100 周年記念動画の作成、北九州市の唯一の百貨店井筒屋小倉店での「100 年のあゆみ写真展」、ソプラノ歌手森野由み氏（高校 36 回卒業）による記念コンサートを企画した。記念コンサートは、新型コロナウイルスの感染状況が影響し、無期延期となっている。

2. Eco-SeTRA プロジェクト (エコ・セトラ/Ecology-Sea Traffic and Regional Alliances)

本学と商船三井テクノトレード株式会社は、学術の発展と教育活動の推進に資すること及び経済産業、地域活性化のために互いに連携することを目的として、2021 年 9 月 28 日付で「教育事業に関する包括連携協定」を締結した。主な取り組み内容は、運航を計画する水素とバイオ燃料を利用したハイブリッド型先進船舶（Eco-SeTRA プロジェクト）の活用プログラムの企画開発を主たる目的とし、本学学生の地方創生・地域開発に向けた商用コンテンツ開発に対する教育向上と能力醸成を図ることを目的としている。

令和 3(2021)年度の「地域プロジェクト」の授業では、この取り組みについて、学生自ら、フィールドワークを行い、各種現状分析を行った上で、ビジネスモデルとしての企画コンセプト立案を行い、商船三井テクノトレード株式会社に対してプレゼンテーションを行い、高い評価を得ている。今後は、現在のアイデアレベルから、実行可能性の高い計画へ進化させるとともに、他学部・学科の学生の参画も予定している。

3. ウクライナからの避難学生受け入れの検討

令和 4(2022)年 3 月、ロシアによるウクライナ侵攻によって、ウクライナ本国から日本に避難してきたウクライナ人の学生 1 名（日本語能力試験 N2 レベル）が、本学での学修を希望しているとの情報が関係者から入ってきた。本人を含む関係者と面談を行う予定にしており、可能であれば、主に人文学部英語学科が提供できる教育プログラムを提示し、単位の修得が可能な科目等履修生として受け入れることを検討したい。

科目等履修生については、規程に定めがあるが、避難民である学生の受け入れにあたっては、それらの規定によることができないことは容易に想像できる。柔軟に対応するために、特例として臨時的措置を学長決定し適用することとしたい。

さらに今後も本学での学修を希望するウクライナ避難民の学生が現われる可能性もある。その場合も同様の対応をしたい。

これは、社会情勢がめまぐるしく変化する中、国際社会において起きた問題に対応できる人材を育成する人文学部ならではの社会貢献と言える。

***. COVID-19 対策班**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていた令和 2(2020)年 9 月、本学における新型コロナウイルス感染症対策において、迅速かつ機動的に対処し、当該感染症に対する本学の方針を決定するための組織として、「COVID-19 対策班」を設置した。対策班は、機動性を持たせるために医師、保健師の免許を持つ教員を中心に、少人数で構成されている。

対策班の主な任務は、感染状況等を踏まえ、感染状況の程度に応じた活動制限レベルを行定める動指針（BCP）を策定し、諸活動及び施設利用等の制限の範囲等を関係者に周知するとともに、感染症対策の具体的な施策を実行に移すことである。対策班は、対応マニュアル（緊急連絡体制を含む）の作成、授業や各種学事の実施方法のチェック、クラスター発生時の緊急対応（学内での PCR 検査の実施を含む）、課外活動の段階的な活動の再開許可等、リスクを最小限に抑えつつ学業や研究を続行するための施策を行った。

このように、未知の感染症に対するリスクマネジメントを構築し、迅速・的確に施策を実行することができるのは、医療・保健の専門家を擁する保健福祉学部を設置する本学ならではの特色と言える。